

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<u>本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。</u> (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	市道宿河原254号線手摺設置工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原6丁目50番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	令和6年12月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	矢倉橋橋りょう整備(高欄改良)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月伊勢町4番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	生田緑地内自然探勝路改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枳形6丁目26番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	

参 加 資 格	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月5日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	不動ヶ丘公園改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区上作延5丁目33-13
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月5日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	水路改修(高津3)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久末694番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月5日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	東扇島及び千鳥町係留施設防舷材ほか補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地先ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	市道鹿島田3号線防護柵補修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区鹿島田1丁目3番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度川崎港内緑地補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区総合庁舎自動ドア改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「その他の建具」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建具」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年12月11日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1499号**入 札 公 告**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)税額決定通知書等の作製及び印字・封入封緘等業務委託
- (2) 履行場所 ア 媒体引き渡し
川崎市役所財政局税務部市民税管理課
(川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎11階)
イ 納品
川崎東郵便局
(川崎市川崎区東扇島88番地)
- (3) 履行期間 令和6年12月16日から令和7年5月31日まで
- (4) 業務概要 市民税・県民税・森林環境税当初課税時における税額決定通知書等の作製及び印字・封入封緘等業務委託
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 作業場所を関東圏内(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県)に有すること。
- (4) 本市又は他官公庁において市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書の封入封緘等業務の契約実績または同等の契約の実績があること。
- (5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。
- (6) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階

財政局税務部税制課 担当:松坂・秋葉

電 話:044-200-2190(直通)

F A X:044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和6年11月20日(水)から令和6年11月27日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和6年11月29日(金)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階

財政局税務部市民税管理課 担当：渡邊・藤崎

電 話：044-200-2229(直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年11月29日(金)から令和6年12月5日(木)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和6年12月9日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和6年12月16日(月) 午後2時

イ 提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

本庁舎11階財政局会議室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1500号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項及び土地区画整理法施行規則(昭和30年3月31日建設省令第5号)第4条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 施行者の名称

川崎市

2 事業施行期間

昭和63年9月16日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

(第1工区)

川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部

(第2工区)

川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部

4 土地区画整理事業の名称

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

5 事務所の所在地

川崎市多摩区登戸1891番地1

6 事業計画の決定の年月日

昭和63年9月16日

7 変更の年月日

令和6年11月20日

川崎市公告第1501号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するため、同法施行令(昭和30年3月31日政令第47号)第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 縦覧開始の日

令和6年11月20日

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
(川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階)

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

川崎市公告第1502号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

令和6年度外国人就学状況訪問調査業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 履行場所

本市から提出する調査対象者リストに記載の住所

(4) 契約の概要

「令和6年度外国人就学状況訪問調査業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)及び「令和6年度外国人就学状況訪問調査業務委託 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されている者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布します。

また、川崎市教育委員会ホームページ「令和6年度外国人就学状況訪問調査業務委託に関する一般競争入札のお知らせ」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000171145.html>)において、ダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎5階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

川鍋、間山担当

電話 044(200)3267(直通)

電子メール: 88gakuzi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月21日(木)から令和6年11月27日(水)までの、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参とします。

(5) 仕様書等の縦覧

本契約に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に供します。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付

令和6年11月28日(木)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和6年12月4日(水)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和6年12月9日(月)

エ 入札及び開札

令和6年12月12日(木)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、入札参加資格確認結果通知書を電子メールにより送付します。

イ 仕様等に関する質問及び質問への回答

(ア) 質問の方法

仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「令和6年度外国人就学状況訪問調査業務委託質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。

(イ) 質問の受付期間

令和6年11月28日(木)から令和6年12月4日(水)午後5時まで

(ウ) 回答

令和6年12月9日(月)までに、全参加者宛てに電子メールで送付します。

ウ 入札及び開札

(ア) 入札の方法等

a 入札は単価で行います。

b 入札書に記載する金額には、1回の訪問あたりの見積単価(法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないもの)とします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時等

a 日時

令和6年12月12日(木) 午前11時00分

b 場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎18階第1会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 入札説明書に定めのない事項

入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1503号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和8年度実施分小学校自然教室(他施設)視察
運営委託

(2) 履行場所

各集合場所及び各宿泊施設 他

(3) 契約期間

契約日から令和7年1月31日まで

(4) 業務概要

川崎市立小学校自然教室(他施設)視察運営業務
(人員輸送、連絡調整ほか)

詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

(郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

教育委員会事務局学校教育部指導課

自然教室担当 恒松

電 話 044-200-0498(直通)

FAX 044-200-2853

メール 88sidou@city.kawasaki.jp

※競争入札参加申込書は、電子メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

(2) 配布及び提出期間

令和6年11月21日(木)から令和6年11月27日(水)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 入札説明書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年11月21日(木)から令和6年11月27日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)まで縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和6年11月28日(木)までに電子メール又はFAXで送付します。

6 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

※問合せは電子メール又はFAX等の書面のみとし、確認のため送付後に必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和6年11月21日(木)から令和6年11月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和6年11月29日(金)午後5時までに、電子メール又はFAXにて回答します。

(4) その他

ア 受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年12月4日(水) 午前10時00分

イ 場 所 川崎市役所第3庁舎 18階第3会議室

住所 川崎市川崎区東田町5番地4

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低
価格の場合は、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び川
崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」
第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなり
ません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する
場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第1504号

令和6年10月25日付け川崎市公告第1430号を次のと
おり訂正します。

令和6年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

【誤】

(案件3) 多摩区内水路浸水対策設計業務委託

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格 停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱 による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者 名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下 水道部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合 技術監理部門：上下水道一下水道）、又は技 術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの 資格を有する者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務でき ない。
------	---

【正】

(案件3) 多摩区内水路浸水対策設計業務委託

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格 停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱 による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者 名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下 水道部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門： 上下水道一下水道）及び技術士（上下水道部 門：下水道）のいずれかの資格を有する者を 配置できること。 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門： 上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部 門：下水道）のいずれかの資格を有する者を 配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務でき ない。
------	---

川崎市公告第1505号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度消防艇かわさき上架整備
	履 行 場 所	請負者工場ほか
	履 行 期 限	令和7年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目 「船舶」に登載されていること。 (4) 平成26年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和7年1月10日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1506号

令和6年11月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	新小倉小学校 教材用備品(文具・事務機器(職員室等))購入
	履 行 場 所	川崎市立新小倉小学校
	履 行 期 限	令和7年3月28日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和7年1月8日11時00分(川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1507号

令和6年11月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	新小倉小学校 学校図書館用図書購入
	履 行 場 所	川崎市立新小倉小学校
	履 行 期 限	令和7年3月28日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「書籍・楽器」種目「書籍」に登載されていること。 (4) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和7年1月8日11時00分(川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1508号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和6年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

川崎港の認知度向上に向けた港湾緑地等活用業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 履行場所

川崎市内

4 事業概要

これまで港湾局では、川崎港の魅力向上に向けた取組の一環として、東扇島防災浮桟橋における「平常時利用の実証実験(H29～R3年度)」「観光船活用実証実験(H30年度)」を実施し、観光船単体を用いた事業について情報収集を行ってきた。その他、港湾緑地においても、「港湾緑地の利用率向上に資する公共空間活用の提案募集」を行い、東扇島西公園を利用したグランピング等のモデル事業を実施してきた。

実施結果として、どちらも利用者から好評を得ることができたが、依然として工業地帯というネガティブイメージや市内主要駅からのアクセスの不便さなどを要因として、市民にとって心理的・物理的な距離感があり、認知度が高いとはいえない状況にある。

こうしたことから、市民認知度及び来港者数の向上を目指し、「港ならではの」魅力の創出とブランディングの構築に向けた取組により、川崎港に対するポジティブイメージの形成を図る必要がある。

そこで、今回は、こうした課題の解決に向け、「港湾の役割を認知してもらうイベント」や「港湾緑地を活用したイベント」の企画・実施等に関する業務を委託するものである。

5 契約上限額

4,500,000円(消費税及び地方消費税含む)

6 参加資格

(1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに

民間のいずれかにおける実績がある者。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種・種目「99その他業務 01催物会場設営及びイベント、運営・企画」に記載されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に掲載見込みであること

7 提案に求める内容

(1) 本業務に対する考え方、取組の基本姿勢及び広報戦略

(2) 本業務の目的を達成するための独自の視点や創意工夫のある企画内容やコンセプト

(3) 川崎港の認知度向上に向け今後も展開が期待される事業

(4) 船や各緑地の特性を活かした魅力的な企画になっているか

(5) 幅広いニーズや課題の把握方法など

(6) 運営体制・組織

(7) 業務実行スケジュール

(8) 想定利用者人数

(9) 事故防止対策などの危機管理体制に関すること

(10) 環境配慮に関することなどその他の工夫

・仕様書で定める以外の内容についても自由に提案すること

・提案内容は見積額とバランスが取れたものとする

8 提案者を特定するための評価基準

(1) 目的理解度

(2) 広報計画

(3) 企画内容

(4) 運営体制

(5) スケジュール

(6) 費用の妥当性

(7) 安全管理等

(8) その他の工夫

9 プロポーザル参加意向申出書等の提出

(1) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

港湾局港湾振興部誘致振興課

(電子メール) 58yuuti@city.kawasaki.jp

(電話番号) 044-200-3791

※様式は川崎市ホームページからダウンロード可能

(2) 受付期間

令和6年11月22日(金)から令和6年11月28日(木)まで

※郵送の場合、令和6年11月28日(木)正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書(様式1) 正本1部

イ 誓約書(様式3) 正本1部

ウ 類似・関連事業の実績一覧表(様式4) 正本1部

(4) 提出方法

持参又は郵送

10 企画提案書等の提出

(1) 提出場所

9(1)に同じ

(2) 提出期間

令和6年11月22日(金)から令和6年12月13日(金)まで

※郵送の場合、令和6年12月13日(金)正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 企画提案書8部(様式任意、A4判縦横どちらでも可。表紙を除き15ページ以内)

イ 見積書8部(原本1部、写し7部)(様式任意、見積に係る積算内訳を別途添付すること。

内訳には積算根拠(単価、数量、回数、人数等)具体的に記入すること。)

ウ 業務実施体制表8部(様式任意)

エ 会社概要(パンフレット等)8部

オ ア～エの電子データをPDF形式で保存したCD1枚

(4) 提出方法

郵送又は持参

11 問合せ

(1) 問合せ先

9(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年11月22日(金)から令和6年11月28日(木)まで

(3) 質問書の様式

質問書(様式5)による

(4) 質問受付方法

電子メールのみ

(5) 回答方法

令和6年12月2日(月)までにプロポーザル参加意向申出書(様式1)を提出した全ての事業者宛てに電子メールで送付

12 企画提案会

(1) 日時

令和6年12月18日(木)午前10時00分から(予定)

※ 詳細については、各提案事業者へ別途通知

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所16階
港湾局会議室

(3) 時間

各事業者25分(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)

川崎市公告第1509号

入 札 公 告

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

川崎市立看護大学電話交換機等の賃貸借及び保守管理

(2) 履行場所

川崎市幸区川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル10階

川崎市立看護大学大学院

(3) 履行期間

令和7年3月1日から令和11年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」に登録されている者。

(4) 平成31年4月1日以降に本市または他の官公庁において類似の賃貸借の契約実績を有すること。

(5) 仕様書の内容を遵守の上、この契約を誠実に履行すること。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等金額・契約額・件名・契約相手が分かる部分)

(2) 提出方法・期間等

電子メール(又はFAX)又は郵送による提出とします。なお、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

ア 電子メール(又はFAX)による提出

(ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)をPDFファイルに変換し、電子メールに添付の上、提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。

なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「10(5)問い合わせ先」に電話で御連絡ください。

(イ) 提出先電子メールアドレス：

40kangos@city.kawasaki.jp

提出先FAX：044-587-3506

イ 郵送による提出

(ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)を郵送により提出してください。

(イ) 提出先

〒212-0054 川崎市幸区小倉4丁目30番1号
川崎市立看護大学総務学生課総務担当

ウ 提出期間

前記ア及びイいずれの提出期限も次のとおりです。
令和6年11月25日午前8時30分から11月29日の午後5時まで(必着)

(3) 提出書類等の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書、質問書等は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札情報(入札公表・落札結果)」物品の欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、競争入札参加申込書等の提出期間の期間にFAXで交付(送信)いたします。

4 一般競争入札参加資格の喪失

前記2の各号いずれかの要件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると確認した者には、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録された電子

メールアドレスに確認通知書を交付(送信)します。また、当該委任先メールアドレスを登録していない方に対しては、FAXで交付(送信)します。

交付(送信)予定日

令和6年12月3日を予定しています。

6 仕様に関する質問・回答

(1) 質問方法等

次のとおり仕様書の内容に関する質問ができます。

なお、仕様書の内容に関するもの以外の質問は受け付けませんので、御注意ください。

また、入札参加資格者以外の者からの質問には回答しませんので、御承知ください。

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)、PDFファイルにて電子メールで提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「10(5)問い合わせ先」に電話で御連絡ください。

また、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

(2) 質問提出先

提出先電子メールアドレス：

40kangos@city.kawasaki.jp

提出先FAX：044-587-3506

(3) 質問受付期間

令和6年12月3日の午前8時30分から12月4日の午後5時まで(必着)

(4) 回答

ア 回答予定日 令和6年12月6日に回答する予定です。

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書の交付した者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を交付(送信)します。また、回答後の再質問の受付は行いませんので、御了承ください。

7 入札及び開札の手続等

(1) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けることとし、入札前にその旨を示す委任状を提出するものとします。

(2) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和6年12月10日 午前11時

ウ 入札書の提出場所

川崎市立看護大学 川崎市幸区小倉4丁目30番1号

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)に49か月を乗じる方法(契約金総額)で見積もりしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

8 落札者の決定等

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成に係る費用は落札者の負担とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取り止める場合があります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります(前記9(4)契約規則等の閲覧参

照。)

(3) この入札に関して発注者が交付(送信)した書類は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(5) 公告に関する問い合わせ先

〒212-0054 川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学総務学生課総務担当

電 話 : 044-587-3500

F A X : 044-587-3506

E-mail : 40kangos@city.kawasaki.jp

(6) 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。

前記を理由に発注者が、本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

川崎市公告第1510号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市PPPプラットフォームセミナー開催支援等業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所他

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

先進的な事例の紹介や民間企業との情報交換等を通じて、「市内検討における川崎市の判断を後押しするための民間との意見交換・対話の場」と「PPP/PFI(民間活用)事業への地域企業の参画を促す場」を創出し、今後の川崎市におけるPPP/PFI事業の促進を図ることを目的に、川崎市PPPプラットフォーム(以下、PFという。)を開催している。

本業務は、PFセミナー開催の準備、運営等を円滑にかつ効果的に進めるため業務委託を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「市場調査」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成30年度以降で、本市又は他官公庁においてPPP/PFI事業に係る類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する契約書の写しを提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
- 〒210-8577
- [住所等] 川崎市川崎区宮本町1番地
- 川崎市役所(新本庁舎)8階
- [担当課] 総務企画局行政改革マネジメント推進室
- 電 話 044-200-1825(直通)
- FAX 044-200-0622
- E-mail 17manage@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和6年11月25日(月)から12月2日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)
- (3) 提出方法
- 持参又は郵送(提出期間内必着)とします。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
- 実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (1) 日時

- 令和6年12月4日(水) 午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 令和6年12月4日(水)から12月6日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール又はFAXによります。
- ア 電子メール 17manage@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-200-0622
- (5) 回答方法
- 令和6年12月11日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
- 令和6年12月19日(木) 午前10時00分
- イ 入札場所
- 川崎市川崎区宮本町1番地
- 川崎市役所(新本庁舎)3階 305会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参とします。

- (4) 入札保証金
免除とします。

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金
免除とします。

- (2) 前払金
無しとします。

- (3) 契約書作成の要否
必要とします。

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入

札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報か
わさき」において、本件の公表情報詳細のページか
らダウンロードできます。

川崎市公告第1511号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

令和6年度防災行政無線システム定期点検業務委
託

- (2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎ほか

- (3) 履行期間

契約日から令和7年3月28日まで

- (4) 業務概要

防災行政無線システムを構成している各種設備の
定期点検、必要な調整等を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種
「施設維持管理」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去2年間で2件以上、無線設備の点検等に関す
る類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行
していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び 問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加
資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類(契
約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提
出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 情報・無線担当

電 話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年11月29日(金)まで
の午前8時30分から午後5時まで及び令和6年12月
2日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただ
し、正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)
配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、
「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するととも
に、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市
のホームページの「入札情報かわさき」([https://
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年12月4日(水)

業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月4日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和6年12月5日(木)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和6年12月10日(火)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年12月17日(火) 午前9時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札・契約関連情報」配下の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市の

ホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1512号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
コミュニティFMへの緊急割込装置等整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区小杉町1-403ほか1か所
- (3) 履行期間
契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託概要
本市において防災ラジオを導入するために必要な緊急割込装置、起動信号発生装置等の整備を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (5) 過去5年間で1件以上、ラジオ放送局やケーブルテレビ局向けの放送送出装置の整備に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般

競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 災害システム担当

電 話 044-200-2856(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、図面については、この入札の参加資格を満たしている者に、一般競争入札参加資格確認通知書と併せて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年12月4日(木) 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月6日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

とします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の問合せ先に電話にて連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和6年12月10日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年12月18日(水) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1513号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市民防災農地看板作製・設置業務委託

(2) 履行場所

市内防災農地のうち、17箇所

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市市民防災農地登録実施要綱第5条に基づき、市民防災農地に登録された農地に関する標識板作製及び設置を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「その他」)に登載されていること。
- (4) 川崎市内に本店又は受任地を有していること。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (6) 過去3年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作製を含む類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階
危機管理本部危機管理部 計画担当
電 話 044-200-3134(直通)、FAX 044-200-3972、E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年11月25日(月)から12月2日(月)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、

本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年12月5日(木) 午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年11月25日(月)から12月6日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和6年12月10日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年12月13日(金) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階 本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、

本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1514号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度外国語版国民健康保険のしおり翻訳等業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局医療保険部医療保険課ほか

(3) 履行期限

令和7年3月7日限り

(4) 調達概要

「令和6年度外国語版国民健康保険のしおり翻訳等業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「翻訳、速記」で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

担当 藤野

電話 044-200-2632(直通)

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

入札参加申込書等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることもできます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和6年12月4日(水)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)及び(5)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月5日(木)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 質問書の提出方法

「質問書」により、電子メールにて送付してください。送付後、送付した旨を3(1)の担当宛で電話連絡してください。

電子メール：40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和6年12月9日(月)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メールにより送信します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時：令和6年12月13日(金)午前11時00分

提出場所：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎14階 1403会議室

(3) 入札方法

ア 入札は、契約金額総額で行います。

イ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1515号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名

川崎市立学校が使用する公衆街路灯、定額電灯、従量電灯及び低圧電力の供給契約

- (2) 供給内容

20,162kWh(見込み)

※公衆街路灯及び定額電灯については従量料金の算定に当たって使用電力量を考慮しないため、見込みから除く。

- (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- (4) 履行場所

川崎市立殿町小学校ほか57校

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 令和6年11月25日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。
- (3) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、50点以上の評価を受けている者であること。

- (4) 令和6年11月25日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿に業種「その他物品販売」種目「電気供給」で登録が見込まれる者であること。

- (5) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布、提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎5階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話 044-200-3264

- (2) 配布、提出期間

令和6年11月25日(月)～令和6年12月4日(水)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

- (3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年12月5日(木)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

- (2) 問い合わせ期間

令和6年12月6日(金)～令和6年12月13日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午、午後1時から午後5時

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAX宛に送信してください。

FAX宛先 044-200-3950

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年12月20日(金)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和7年1月7日(火) 午後2時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階 1201会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記7(1)ア(ア)に同じ。

(4) 開札の場所

上記7(1)ア(イ)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

川崎市公告第1516号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター中継設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されているごみ中継設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、ごみ積替え設備又は類似する設備の点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 業務に必要な次の有資格及び技術者を配置できること。

ア 高所作業車運転特別教育修了者又は高所作業車運転技能講習修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
技術係 佐藤、秋山、臼田
電話 044-966-6135

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和6年11月25日(月)9時から令和6年11月29日(金)
17時まで

(12時から13時までの間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年12月12日(木)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和6年12月12日(木)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和6年12月12日(木)9時から令和6年12月16日(月)
17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出すること。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年12月18日(木)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和6年12月20日(金)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター3階会議

室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とする。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1517号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和6・7年度後期高齢者医療保険料

納入通知書等作成及び封入封緘業務

- (2) 履行場所 健康福祉局医療保険部医療保険課等
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 印字・封入封緘業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「封入封緘」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) ISO/IEC27001の認証を受けている、あるいはプライバシーマークを取得していること。
- (5) 令和3年度から令和5年度に当市を含む官公庁において類似業務の契約実績があり、問題なく履行されていること。
- (6) 当委託契約に係る成果物の作成等を行う履行(作業)拠点を、3(1)に定める場所から直線距離で片道50km圏内に有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎14階
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
担当：竹内
電 話 044-200-2655
電子メール 40hoken@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までの午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとします(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。)
- (3) 提出方法
持参とします。
- (4) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 類似の契約実績を証する書面(実績表)
ウ 上記2の(4)を証明する書類(またはその写し)
上記2の(6)履行(作業)拠点は「ア 一般競争入札参加資格確認申請書4 履行(作業)拠点所在地」に住所を記載してください。
「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「類似

の契約実績を証する書面(実績表)」の様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の閲覧
この入札に関する入札説明書は、3(1)の場所および川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。
- (3) 3(1)の場所での閲覧期間は、令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し資格が確認された者には、令和6年12月4日(木)までに令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレスあて一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を送付します。電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、3(1)の場所において交付します。

6 仕様に関する問合せ先

- (1) 質問受付場所
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和6年12月4日(木)から令和6年12月10日(火)午後5時までとします。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メールによります。
電子メール 40hoken@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法

質問に対する回答は令和6年12月12日(木)の午後5時までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールで送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は上記5で交付する入札説明書に添付の所定の入札見積内訳書を添付した入札書をもって行います。なお、各単価についても併せて当市に開示するものとします。

イ 入札は、単価に予定数量を乗じた合計額(総価)によって、行います。ただし、契約する際の単価はアで記載した単価契約とします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

エ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

オ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札書の提出日時

ア 入札日時 令和6年12月19日(木)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎14階1401会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1518号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和6年度川崎臨海部に関する産業特性等分析及び資料等作成業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「市場調査」に登録されていること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウ

ンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階

臨海部国際戦略本部事業推進部 藤原

電 話 044-200-3964

メール 59jigyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和6年11月25日(月)～令和6年12月2日(月)午前9時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：令和6年11月25日(月)～令和6年12月2日(月)午前9時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合：令和6年11月25日(月)～令和6年12月2日(月)午後5時

必着

(4) 提出書類

入札参加申込書

(5) 提出場所

3(1)のとおり

4 入札参加申込書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書を次により交付します。

(1) 交付方法

令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス宛て

(2) 日時

令和6年12月3日(火)までに交付

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のメールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月4日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年12月6日(金)までに、全参加者宛てメールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和6年12月10日(火)午後2時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階

臨海部国際戦略本部会議室

(4) 入札保証金免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります

8 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 要(10%)(ただし、川崎市契約規則第33条第1項各号に該当する場合は免除とする。)

(3) 前払金否

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1519号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度川崎市障害福祉サービス事業所等届出書等電子化業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局障害者施設指導課及び受注者社屋等

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託概要

「令和6年度川崎市障害福祉サービス事業所等届出書等電子化業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」・種目「その他業務」で登録されている者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内(又は準市内)」で登録されている者

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 令和4年4月1日以降に、本市または同規模程度の官公庁(政令指定都市等)において、類似の業務(一度に扱った件数が5,000頁以上となる紙媒体の電子化業務)に関する契約実績があること。

(7) 受託者企業全体として、プライバシーマーク認証を取得していること。

(8) 作業現場は、ISO/IEC27001またはJIS Q27001を取得している事業所であること。

(9) 原票保管場所、及び作業場所のセキュリティ状況など、市の職員の現場視察を可能とすること。

(10) 受託者作業現場は、受託者社内とすること。(第三者委託禁止)

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、実績調書、2(6)の契約実績を証する書類及び2(7)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所12階

川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課(担当 櫻井)

電 話 044-200-2927(直通)

FAX 044-200-3932

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年11月29日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 実績調書

ウ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

エ プライバシーマーク認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

オ ISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和6年12月2日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和6年12月2日(月)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月5日(木)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号あて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和6年12月6日(金)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和6年12月9日(月) 午後1時30分

イ 入札場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎12階 1201会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、単価に予定数量を乗じた金額の合計(総価)によって行います。ただし、契約する際の単価は、その者が積算内訳書に記載した単価とします。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額とします。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、入札書に当該入札に係る仕様書の各項目に対応する単価、数量、単価に数量を乗じた金額及び合計金額を記載した「積算内訳書」を必ず添付してください。

エ 入札書及び積算内訳書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書及

び積算内訳書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

※ 契約は単価契約となります。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の

「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1520号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物(廃液、廃油)収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和7年3月14日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登録されていること。
- (4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- (6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (7) 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書・仕様書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎4階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 川端

電 話 044-200-3314

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)～令和6年11月29日(金) 9時～12時、13時～16時

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)、(6)及び(7)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

(1) 積算用資料

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和6年12月4日(水)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和6年12月4日(水)～令和6年12月6日(金) 9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和6年12月11日(水)までに、入札参加資格があると認めた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和6年12月13日(金)
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎7階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1521号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 京町小学校わくわくプラザほか12施設

電灯設備調査業務委託

- (2) 履行場所 川崎市川崎区京町1-1-4ほか12施設
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月21日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「設備設計」種目「電気設備設計」、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局青少年支援室(川崎市役所本庁舎15階) 担当 成田

電 話 044-200-1988

FAX 044-200-3931

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)まで
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

- (3) 提出方法

ア 持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年12月10日(火)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和6年12月10日(火)までに配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに令和6年12月10日(火)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和6年12月10日(火)までに配布します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和6年12月17日(火)まで

午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) メール

E-mail 45sien@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和6年12月24日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出日時 令和7年1月15日(水)午前10

時00分

イ 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎
復元棟302会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除とします。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じ

川崎市公告第1522号

入 札 公 告

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市マイナンバーカードセンター移転に伴う物品運搬等業務委託

(2) 履行場所

川崎市マイナンバーカードセンター

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月1日(土)まで

(4) 概要

仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、川崎市「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」の業種名「倉庫・運送業務」・種目名「運送業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この委託業務において、本市又は他官公庁において類似業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(5) この委託業務について、契約締結後、確実かつ速やかに実施できること。

3 競争入札参加申込書提出及び問合せ先

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒213-0012

川崎市高津区坂戸3-2-1

かながわサイエンスパーク(KSP)西棟404号室
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
(マイナンバーカードセンター)

担当：辻谷

電 話：044-861-3281(直通)

FAX：044-822-1255

E-mail：25koseki@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年11月29日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約履行実績を確認できる書類(履行期間を満了した契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残るもので送付するものとし、令和6年11月29日(金)午後5時までの必着とします。)

(5) その他

ア 問合せ先は、3(1)の場所とします。

イ 提出された書類等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された書類等に係り、説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

オ 提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」へ登録申請した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレスあて電子メールで送信します。

(1) 交付日時

令和6年12月3日(火)午後5時まで

(2) 入札説明書の交付

電子メールにて送付します。ただし、川崎市「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録していない場合は、上記3(1)の場所で交付します。

5 仕様に関する問合せ

仕様書等の内容に関し、次のとおり質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、電子メール又はFAXにて送付してください。

なお、送信後は必ず質問書を送信した旨を上記3(1)まで電話で御連絡ください

い(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

ア 電子メール：25koseki@city.kawasaki.jp

イ FAX：044-822-1255

(3) 受付期間

令和6年12月3日(火)午後5時から令和6年12月5日(木)午後5時まで

(4) 回答方法

ア 回答日：令和6年12月9日(月)午後5時まで

イ 回答方法：競争入札参加資格を有するとして競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者へ電子メール又はFAXにて送信します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参

加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封入して下記の入札日時に持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：令和6年12月16日(月)午後2時

イ 場所：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所
本庁舎3階302会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)と同じです。

(5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札

説明書等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1523号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

精神通院医療費決定伺等のスキャンング等業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 ほか

(3) 完了期限

令和7年3月31日限り

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」種目「その他の電算関連業務」で登録されている者。

(4) プライバシーマーク及びISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。

3 一般競争入札参加申込書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階

健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課

障害者医療担当 荒井

電 話：044-200-3196

FAX：044-200-3930

E-mail：40kokufu@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードができます。

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月3日(火)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで。)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を取得していることがわかる書類の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) 入札説明書及び仕様書

入札説明書及び仕様書は(1)の場所において、(2)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。〔「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。〕。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和6年12月4日(水)までに自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取に来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和6年12月4日(水)9時00分から17時00分まで
(正午から13時00分までは除く)

(2) 場 所

3(1)に同じ

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ先

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

また、この入札参加者以外の質問には回答いたしません。

問合せ先は、3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年12月5日(木)から令和6年12月12日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年12月16日(月)までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。また、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の単価で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月18日(水) 午後1時30分

イ 場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎1401会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じ。

川崎市公告第1524号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に関する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校太陽光発電設備等調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校(仕様書参照)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要 市立学校に設置されている太陽光発電設備等(太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池、モニター、発電量計測機器及びその他附属機器)は、再生可能エネルギーの活用や二酸化炭素の削減に寄与するほか、災害時の電源として重要な役割を果たすことから、故障なく正常に稼働することが求められている。
設置後、経年等により部品の摩耗や劣化が進んでいることから、現況調査を行い、故障や性能が保てない設備を把握し、補修が必要な場合は補修箇所、補修方法、必要経費について把握することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に記載されていること。
- (4) (3)の名簿において、地域区分「市内」で登録され

ていること。

- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和元年度以降に、本市又はその他の官公庁において類似業務を受託した実績を有すること。ただし、発注者と直接契約を締結した元請としての契約実績に限る。
- (7) 業務に関連する次のすべての資格等を有する者が所属する事業者であること。
ア 第一種電気工事士免許取得者
イ 低圧電気取扱者特別教育受講者
ウ 太陽光発電設備施工ID取得者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、資料の閲覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

- (1) 資料の閲覧・配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎4階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
環境整備担当 上床・鎌田
電 話 044-200-1804
FAX 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

- (2) 資料の閲覧・配布・提出期間
令和6年11月25日(月)～令和6年11月29日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後4時

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 2(6)に示した契約実績を確認できる書類
- ウ 2(7)に示した資格等を有していることを証明する書類の写し
- エ 2(7)に示した資格等を有している者が、所属していることを証明する書類の写し
- オ 担当者の名刺

※書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参(郵送による提出は認めません。)

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により送付します。

(2) 交付日

令和6年12月2日(月)までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和6年12月2日(月)～令和6年12月3日(火)午前9時～正午、午後1時～午後4時

(2) 質問方法

「質問書」により3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和6年12月6日(金)までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 入札方法 | 持参による紙入札 |
| (2) 入札・開札の日時 | 令和6年12月10日(火)午前11時 |
| (3) 入札・開札の場所 | 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎14階1403会議室 |
| (4) 入札保証金 | 免除 |
| (5) 入札の無効 | |

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場

合はこれを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合等、調査を行うことがあります。

8 契約手続等

- | | |
|------------|----------|
| (1) 契約書の作成 | 要 |
| (2) 契約保証金 | 契約金額の10% |

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードすることができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1525号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

武蔵小杉駅周辺エリアにおける居心地が良く歩き
たくなるまちづくりの実現に向けた
調査報告書作成業務委託

(2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月26日まで

(3) 履行場所 中原区内

(4) 業務概要

武蔵小杉駅周辺エリアにおいて、令和2年度から令和4年度にかけて、居心地のよい空間づくり、回遊性向上等を目的に社会実験を実施するなど、武蔵小杉駅周辺エリアにおける居心地が良く歩きたくな

るまちづくりの実現に向けた取組を進めてきました。

そうした取組の結果や、武蔵小杉駅周辺エリアの特色、他都市の事例等を総合的に検討し、武蔵小杉駅周辺エリアにおける賑わいの創出、課題の解決に向け、最適な施策の検討を行うことを目的とする事業です。

受注者は、発注者の指示に基づき、武蔵小杉駅周辺エリアにおける居心地が良く歩きたくなるまちづくりに向けて、令和2年度～令和4年度までの社会実験のデータを活用し、総合的な分析を行うと共に、実現に向けた条件を整理するなど、本事業実施に係る一連の業務を行います。詳細は、委託仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「20調査・測定」の内、種目「99その他の調査・測定」で登録されている者

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」または、次の配布・提出場所において一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参または郵送により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(1) 配布・提出先

〒211-8570

川崎市中原区小杉町3丁目245番地

中原区役所地域振興課

電 話 044-744-3282

F A X 044-744-3346

電子メール 65tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年11月25日(月)午前8時30分から令和6年11月29日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

※本件で利用する仕様書4(1)に記載のある社会実

験で得られたデータの閲覧をご希望の場合には、上記期間中に3(1)にて閲覧できますので、事前に3(1)までご連絡下さい。

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は11月29日(金)必着)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和6年12月2日(月)に送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

5 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月4日(水)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、持参の場合は、平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 65tisin@city.kawasaki.jp

※メールの件名は、「調査報告書作成業務質問：業者名」としてください。

イ F A X 044-744-3346

(5) 回答方法

令和6年12月9日(月)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メールまたはF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては、回答しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年12月12日(木)午前10時

イ 入札場所 川崎市中原区小杉町3-245
中原区役所4階403会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除とします。

(2) 契約書作成の要否必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」（URLは3に記載）及び「3(1)配布・提出先」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	二ヶ領用水（宿河原線）親水施設改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原1丁目8番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	
	ア	令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ	経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
ウ		建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。		

るところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出先」と同じです。

川崎市公告第1526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区南生田三丁目3番2

の一部ほか3筆の一部
957平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

多摩区長沢一丁目16番10号

株式会社 トーヨーホーム

代表取締役 井上 元人

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：7戸7棟

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年8月10日

川崎市指令 ま宅審(イ)第190号

令和5年11月2日

川崎市指令 ま宅審(イ)第215号(変更)

令和6年5月29日

川崎市指令 ま宅審(イ)第18号(変更)

令和6年7月10日

川崎市指令 ま宅審(イ)第45号(変更)

川崎市公告第1527号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

参 加 資 格	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	渡田六ツ角歩道橋補修(撤去)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田東町17番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内道路反射鏡設置及び補修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」業種「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	第一変電橋ほか1橋橋りょう整備(高欄改良)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1992番地先ほか1箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道菅馬場33号線歩道設置工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅馬場1丁目7番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月12日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内主要地方道横浜生田道路防護(法面)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生5丁目17番地先ほか2箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年12月12日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内平瀬川天端補強(法面吹付)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区平4丁目13番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月12日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内市道鹿島田菅線舗装道補修(切削・側溝)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区堰2丁目8番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月12日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度登戸土地区画整理事業区画道路8-2号線他景観舗装等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸2178番地先他
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和7年1月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。 (1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。 (2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたとき	

そ の 他	は、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。 (3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	初山住宅新築第3号衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区初山2丁目900-61
	履 行 期 間	契約の日から令和8年7月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年1月15日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1528号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

準用河川三沢川現況河道調査業務委託

2 履行期間

令和7年3月31日限り

3 履行場所

川崎市麻生区黒川地内ほか

4 業務概要**(1) 業務目的**

本業務は、準用河川三沢川及び普通河川平瀬川支川の現況河道調査を行うものである。

(2) 業務内容

ア 計画準備

イ 資料収集整理

ウ 現地調査

エ 現況河川測量

オ 現況河道断面流下能力の検討

カ 報告書作成

キ 打合せ協議

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中または川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「河川砂防海岸」で登録されている者であること。

(3) 法人であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本業務に類似する検討業務に係る業務実績を有すること。

6 担当部局

川崎市建設緑政局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 17階

電 話 044-200-2770(直通)

F A X 044-200-3973

電子メール 53kikaku@city.kawasaki.jp

7 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布等**(1) 配布期間**

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までの午前9時から午後

5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(3) 参加資格確認申請書提出期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

(6) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 5(5)の内容を確認できる資料(契約書の写し等)

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

7により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付する。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

(1) 交付日

令和6年12月5日(木)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

9 質問書の配布・提出・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 質問先

「6 担当部局」のとおり

(3) 質問期間

令和6年11月25日(月)から令和6年12月9日(月)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(4) 回答方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付する。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

ア 交付日

令和6年12月12日(木)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

10 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

(1) 開札前に、上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に、虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行う。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は所定の入札書をもって行う。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とする。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年12月17日(火)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎17階 建設緑政局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参に限る。

(4) 入札保証金

免除とする。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とする。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとする。

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 前払金は、無しとする。

(3) 契約書作成の要否

必要とする。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できる。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

川崎市公告第1529号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クリエイトS・D川崎片平店

川崎市麻生区片平八丁目2 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー

代表取締役 瀧屋 幸彦

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者	住所
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 瀧屋 幸彦	神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年7月21日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,400平方メートル

- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

・駐車場①(店舗敷地内)

収容台数 8台

・駐車場②(隔地)

収容台数 30台

・駐車場③(隔地)

収容台数 5台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

・駐輪場①(店舗敷地内)

収容台数 10台

・駐輪場②(隔地)

収容台数 27台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗敷地内

面積 35.00平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗敷地内

容量 9.00立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口3箇所(店舗敷地内及び隔地(店舗敷地隣接))

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 8 届出の年月日

令和6年11月20日

- 9 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業

振興担当(本庁舎9階)及び麻生区役所

- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和6年11月28日から令和7年3月28日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

- 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月28日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第1530号

特定生産緑地指定の公示

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

区	指定箇所
幸区 約0.1ha	箇所番号7 (南加瀬2丁目) を特定生産緑地に指定予定。
高津区 約0.1ha	箇所番号252 (久末) 箇所番号326 (上作延1丁目) 箇所番号329 (久地3丁目) を特定生産緑地に指定予定。
宮前区 約0.9ha	箇所番号684 (有馬3丁目) 箇所番号688 (鷺沼1丁目) 箇所番号693 (西野川3丁目) 箇所番号696 (初山1丁目) を特定生産緑地に指定予定。
多摩区 約0.1ha	箇所番号478 (中野島3丁目) 箇所番号489 (菅稲田堤1丁目) を特定生産緑地に指定予定。
麻生区 約0.4ha	箇所番号201 (五力田3丁目) 箇所番号360 (千代ヶ丘5丁目) 箇所番号375 (五力田3丁目) 箇所番号377 (細山8丁目) を特定生産緑地に指定予定。

川崎市公告第1531号

特定生産緑地指定解除の公示

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地について、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

区	指定解除箇所
幸区	小倉1丁目地内において、箇所番号1の一部を解除する。
高津区	二子3丁目地内において、箇所番号140を解除する。 溝口1丁目地内において、箇所番号141を解除する。 二子6丁目地内において、箇所番号142を解除する。 久未地内において、箇所番号264、267及び290を解除する。 北見方1丁目地内において、箇所番号78の一部を解除する。
宮前区	大蔵2丁目地内において、箇所番号118の一部、739の一部及び758を解除する。 土橋7丁目地内において、箇所番号308を解除する。 野川台1丁目地内において、箇所番号357を解除する。 南野川1丁目地内において、箇所番号378の一部、384及び445を解除する。 初山2丁目地内において、箇所番号488の一部を解除する。 東有馬4丁目地内において、箇所番号559の一部を解除する。 水沢2丁目地内において、箇所番号611を解除する。
多摩区	生田8丁目地内において、箇所番号39の一部を解除する。 宿河原6丁目地内において、箇所番号87の一部を解除する。 菅2丁目地内において、箇所番号91を解除する。 菅北浦4丁目地内において、箇所番号139を解除する。 菅仙谷2丁目地内において、箇所番号148を解除する。 菅3丁目地内において、箇所番号151の一部を解除する。 堰2丁目地内において、箇所番号192を解除する。 長尾4丁目地内において、箇所番号221を解除する。
麻生区	岡上3丁目地内において、箇所番号36の一部を解除する。 片平5丁目地内において、箇所番号65を解除する。 上麻生7丁目地内において、箇所番号86及び87を解除する。 細山6丁目地内において、箇所番号310を解除する。

川崎市公告第1532号

(仮称)高津物流施設計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第19条に定める事項について次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦
条例見解書について

- 指定開発行為者
名 称：日鉄興和不動産株式会社
代表者：代表取締役副社長 企業不動産開発本部長 吉澤 恵一
住 所：東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 指定開発行為の名称
(仮称)高津物流施設計画
- 条例見解書の要旨
第1章 指定開発行為の概要
第2章 環境影響評価の経過
第3章 市民意見の概要と指定開発行為者の見解
第4章 関係地域の範囲
参考資料
- 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
(1) 期間
令和6年11月29日(金)から令和6年12月13日(金)まで
(2) 場所及び時間
高津区役所(1階)・中原区役所(4階)・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)
午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)。土曜日・日曜日は除く。
※縦覧開始日(11月29日)は、午前10時から縦覧を行います。

川崎市公告第1533号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、登戸駅前地区市街地再開発組合から、理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 理事長の氏名
井出 正文
- 理事長の住所
川崎市多摩区登戸新町433

川崎市公告第1534号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	川崎市立看護大学大学院設置に伴う備品調達
	履行場所	仕様書により指定する場所
	履行期限	令和7年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和7年1月16日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1535号

令和6年11月29日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	エアタイトケースの購入
	履 行 場 所	仕様書により指定する場所
	履 行 期 限	令和7年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和7年1月16日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1536号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	新小倉小学校 教材用備品(家具・装飾)購入
	履 行 場 所	川崎市立新小倉小学校
	履 行 期 限	令和7年3月28日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家具・装飾」種目「木工家具」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和7年1月16日11時00分(川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1537号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	新小倉小学校 教科用消耗品(文具・事務機器(折りたたみ椅子))購入
	履 行 場 所	川崎市立新小倉小学校
	履 行 期 限	令和7年3月28日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2091	

入札日時等	令和7年1月16日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1538号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	新小倉小学校 学校タブレットPC充電保管庫
	履 行 場 所	川崎市立新小倉小学校
	履 行 期 限	令和7年3月28日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」種目「コンピュータ」に登載されていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成26年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和7年1月16日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1539号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

- (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現

を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「日本から出ていくべき」（事案番号1）
- ・「ゴミクズ××××××（特定の民族の蔑称）w」及び「殺しまくってやるわ」（事案番号3）
- ・「祖国に帰れることを 心よりお祈りしております」（事案番号4）
- ・「こんな国に住まないほうが良いよ」（事案番号5）
- ・「在日は日本から出ていけ」及び「出て行かなければ、首を切りおとせ」（事案番号6）
- ・「不法に滞在している犯罪者達は出て行け（・▽・）」（事案番号7）
- ・「行動が殺害一択になるじゃん」（事案番号8）

・「●●人(特定の民族名)が日本にいる事自体おかしいだろ」(事案番号9)

(2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「外来害獣と共存は無理」(事案番号10)
- ・「いい加減帰ればいいのに」(事案番号11)
- ・「本当に●●人(特定の民族名)なんて皆居なくなっただけいいよ」(事案番号12)
- ・「祖国に帰るべきだろ」(事案番号13)
- ・「出て行けと言う指摘は至って当然」及び「気化しろ(消えろ)は正しい」(事案番号14)
- ・「早よ帰れ!」(事案番号15)
- ・「害虫は殺すべし」及び「息の根を止めろ、この糞虫しぶといから」(事案番号16)
- ・「なぜ、今だに日本に住み着いているんだよ」及び「速やかに母国へ帰還しろ」(事案番号17)
- ・「祖国に帰れ」と言われるのも当たり前」(事案番号18)
- ・「帰国して頂け」(事案番号19)

(3) インターネット上の短文投稿サイト「X」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「在日●●人(特定の民族名)と在日△△人(特定の民族名)を強制的に送還しろ」(事案番号20)

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1(1)から(3)までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1(1)の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。

(2) 上記1(2)の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

(3) 上記1(3)の表現を含む投稿について、「X」を運営するX Corp. に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和6年11月28日

5 その他

(1) 上記1(1)から(3)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

(2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

川崎市公告第1540号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ東名川崎店

神奈川県川崎市宮前区馬絹1649番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

代表取締役 吉田 直樹

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後) 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

4 変更の年月日

令和6年9月27日

5 変更する理由

設置者の住所変更のため

6 届出の年月日

令和6年11月25日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当(本庁舎9階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和6年11月29日から令和7年3月29日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月29日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第1541号

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミナトマチプラザ
川崎市川崎区港町62番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
日鉄興和不動産株式会社
代表取締役社長 三輪 正浩
東京都港区赤坂1-8-1
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
14,797㎡
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日
令和7年1月26日
- 変更する理由
店舗の閉鎖による
- 届出の年月日
令和6年11月21日

川崎市公告第1542号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 競争入札に付する事項
 - 業務件名
岡本太郎美術館空気熱源ヒートポンプ設備整備業務委託
 - 履行場所
川崎市多摩区枳形7-1-5
川崎市岡本太郎美術館
 - 履行期間
契約日から令和7年3月31日まで
 - 業務概要
岡本太郎美術館に設置されている空気熱源ヒートポンプの整備等を行う。
- 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。
 - 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
 - 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。
 - 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - 過去10年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し(仕様書を含む)、工事実績一覧表等)を提出してください。

- 配布・提出場所及び問合せ先
〒214-0032
川崎市多摩区枳形7-1-5
川崎市岡本太郎美術館
電 話 044-900-9898
FAX 044-900-9966
E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp
 - 配布・提出期間
令和6年11月29日(金)9時から令和6年12月6日(金)15時まで
※ただし、月曜日を除く
 - 提出方法
持参
 - 提出書類
・一般競争入札参加資格確認申請書
・類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)
- 入札説明会及び入札説明書
 - 入札説明会
実施しません。
 - 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、

本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、令和6年12月9日(月)17時までに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

なお、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 日時

令和6年12月10日(火)9時から17時まで

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年12月9日(月)～令和6年12月10日(火)17時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

(5) 回答方法

令和6年12月12日(木)17時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印し(3)の受付期

間内に持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

(3) 入札書の受付期間

令和6年12月13日(金)9時から令和6年12月24日(火)15時まで

※ただし、月曜日を除く

(4) 入札書の提出方法

持参とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

令和6年12月25日(水)10時 川崎市岡本太郎美術館

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、

質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第299号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 調達の名称
令和6年度国民健康保険システム改修等業務委託(2回目)
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 契約の相手方を決定した日
令和6年10月31日
- 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 鉄野 善教
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 契約金額
83,150,936円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第300号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 調達の名称
堤根余熱利用市民施設整備事業
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
名称：環境局施設部施設建設課
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
- 落札者を決定した日

令和6年10月28日

- 落札者の氏名及び住所
ユニ・アジアキャピタルジャパン株式会社を代表企業とするグループ
代表企業：ユニ・アジアキャピタルジャパン株式会社
代 表 者：代表取締役 入戸野 武史
所 在 地：東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号
- 落札金額
4,846,747,349円(消費税及び地方消費税を含まない。)
- 落札者を決定した手続
総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札)
- 入札の公告(公示)を行った日
令和6年3月25日

川崎市公告(調達)第301号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 一般競争入札に付する事項
 - 購入物品及び数量
特殊災害対応自動車 1台
 - 購入(製造)物品の特質等
仕様書によります。
 - 納入場所
消防局の指定する場所(川崎市内)
 - 納入期限
令和8年3月13日
 - 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。
- 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」、種目「大型特殊自動車」に登載されていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部

契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年12月24日までに行ってください。

- (4) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

- (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 牧内
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町
1番地 本庁舎16階
電話044-200-2093

イ 閲覧期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
午前8時～午後8時

- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすること

ができます。

- (2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入(製造)実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

- 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

- 6 仕様書作成担当部署及び担当者

消防局 総務部施設装備課 山岸
電話 044-223-2553

- 7 仕様書に関する質問・回答

- (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにExcel形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで

御連絡ください。

配布・提出期間 令和6年12月10日～令和6年
12月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を
除く。)

午前8時30分～正午、午後1
時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和7年1月17日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和7年1月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和7年1月17日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和7年1月31日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和7年1月31日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町1番
地 本庁舎3階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和7年1月29日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Hazmat Truck 1 units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 31 January 2025

b Direct delivery

11:00 A.M. 31 January 2025

c By mail

29 January 2025

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第302号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

中型浄化槽車(2.55t) 2台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期限

令和8年3月31日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者が登録できない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年12月24日までに行ってください。

(4) 平成26年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 牧内
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町
1番地 本庁舎16階
電話044-200-2093

イ 閲覧期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入(製造)実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参

加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局 生活環境部収集計画課 長澤
電話 044-200-2571

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダ

ウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）にＥｘ ｃ ｅ ｌ形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和7年1月17日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和7年1月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和7年1月17日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和7年1月31日

午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和7年1月31日

午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区宮本町1番

地 本庁舎3階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和7年1月29日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ます。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Vacuum Tank Lorry (Middle) (2.55t)
2units
- (2) Time-limit for tender :
 - a By electronic bidding system
10:00 A.M. 31 January 2025
 - b Direct delivery
11:00 A.M. 31 January 2025
 - c By mail
29 January 2025
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2093
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第303号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度ネットワークセキュリティ診断委託契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 他

- (3) 履行期間 令和7年2月3日から令和7年3月31日まで

- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種が「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュリティ監査サービス」に記載のある業者であること。
- (5) ネットワークセキュリティ診断について、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県に対し、類似の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階
総務企画局デジタル化施策推進室
担当 長坂、前島
電 話 044-200-3076
FAX 044-200-3752
E-mail 17digital@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年12月10日(火)から令和6年12月16日(月)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- (3) 提出書類
ア 入札参加申込書
イ 上記2(5)を証明する契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参に限る。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

- (1) 日時
令和6年12月20日(金)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所

3(1)に同じ

- (3) 競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年12月10日(火)から令和6年12月16日(月)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和6年12月20日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様書等に関する質問・回答

仕様に関する質問は、令和6年12月20日(金)午前8時30分から令和6年12月24日(火)午後5時15分まで、入札説明書に添付の質問書で受け付けます。

また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

回答については令和7年1月6日(月)までに全社にFAXもしくはメールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入

札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年1月9日(木)午後2時30分

場所 川崎市役所本庁舎10階 開発室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和7年1月16日(木)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。

提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

川崎市公告(調達)第304号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度下水道光ファイバー性能測定等業務委託契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 他
- (3) 履行期間 令和7年2月3日から令和7年3月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種が「施設維持管理」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の地域区分が「市内」又は「準市内」で登録されていること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階
総務企画局デジタル化施策推進室
担当 長坂、飯島
電 話 044-200-3076
FAX 044-200-3752
E-mail 17digital@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年12月10日(火)から令和6年12月16日(月)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- (3) 提出書類
入札参加申込書
- (4) 提出方法
持参に限る。

4 入札説明書の交付

仕様書、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書等の様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間で縦覧に供するとともに、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、上記業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を令和6年12月20日(金)までに送付します。

電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 日時
令和6年12月20日(金)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- (2) 場所
3(1)に同じ

6 仕様書等に関する質問・回答

仕様に関する質問は、令和6年12月20日(金)午前8時30分から令和6年12月24日(火)午後5時15分まで、入札説明書に添付の質問書で受け付けます。

また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

回答については令和7年1月6日(月)までに全社にFAXもしくはメールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。

また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年1月9日(木)午後1時30分
場所 川崎市役所本庁舎10階 開発室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和7年1月16日
(休)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してくださ
い。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札
情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆
記した文字等を容易に消すことができるボールペン
は使用しないでください。

提出された書類については、使用の有無を確認さ
せていただき、使用が認められた場合は、当該書類
についてこれを無効とします。

税 公 告

川崎市税公告第160号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市
条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和6年11月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第161号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべ
きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不
明のため送達することができないので、地方税法(昭和
25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和
25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和6年11月15日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	第3期分以降	令和6年12月2日 (第3期分)	計60件
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	第4期分	令和7年1月31日 (第4期分)	計2件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	11月 随時分	令和6年12月2日 (11月随時分)	計2件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分以降	令和6年12月2日 (第2期分)	計3件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分以降	令和6年12月2日 (第3期分)	計1件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	11月 随時分	令和6年12月2日 (11月随時分)	計2件
令和6年度 (令和4年度 課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	11月 随時分	令和6年12月2日 (11月随時分)	計4件

(別紙省略)

川崎市税公告第162号

次の市税に係る課税額変更(取消)通知書を別紙記載
の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所
及び事業所が不明のため送達することができないので、
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市
市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定に
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月15日

川崎市長 福田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)			計3件
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)			計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第163号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月15日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第164号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月19日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第165号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月22日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第166号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第167号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第168号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第169号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第170号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和6年度	市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）	第1期分	令和6年12月10日	計4件
令和6年度	市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）	第2期分	令和6年12月10日	計156件
令和6年度（令和5年度課税分）	市民税・県民税（普通徴収）	8月随時分	令和6年12月10日	計1件
令和6年度（令和5年度課税分）	市民税・県民税（普通徴収）	9月随時分	令和6年12月10日	計8件
令和6年度（令和5年度課税分）	市民税（法人）		令和6年12月10日	計1件

（別紙省略）

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第27号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第26条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第26条の2第1項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第27条第1項中「第21条の14第1項第5号」を「第21条の13第1項第5号」に改める。

第32条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第7号様式工事請負契約約款第54条第3項中「支払遅延法」を「支払遅延防止法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規程第7号様式の規定は、この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

川崎市上下水道局規程第28号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

上下水道企業職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
	50	252,100	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
	51	253,000	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
	52	253,900	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
	53	254,800	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
	54	255,700	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
	55	256,600	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
	56	257,500	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
	57	258,300	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
	58	259,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
	59	259,900	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
	60	260,700	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
	61	261,600	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
	62	262,400	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
	63	263,200	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
	64	264,000	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
	65	264,600	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
	66	265,100	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
	67	265,600	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
	68	266,100	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
	69	266,600	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
	70	267,000	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
	71	267,400	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
	72	267,800	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
	73	268,300	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
	74	268,500	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
	75	268,700	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
	76	268,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
	77	269,100	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
	78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600		
	79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
	80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600		
	81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200		
	82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700		
	83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
	84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700		
	85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300		
	86		319,900	363,900	390,000	427,900			
	87		321,100	364,400	390,500	428,400			
	88		322,300	364,900	391,000	428,900			
	89		323,300	365,400	391,500	429,400			
	90		324,300	365,900	392,000	429,900			
	91		325,300	366,400	392,500	430,400			
	92		326,300	366,900	393,000	430,900			
	93		327,100	367,200	393,400	431,400			
	94		327,800	367,600	393,900	431,900			
	95		328,500	368,100	394,400	432,400			
	96		329,200	368,600	394,900	432,900			
	97		329,700	368,900	395,300	433,400			
	98		330,300	369,300	395,700	433,900			
	99		330,900	369,700	396,100	434,400			
	100		331,500	370,100	396,500	434,900			
	101		332,100	370,600	397,000	435,400			
	102		332,500	371,000	397,400	435,900			
	103		332,900	371,400	397,800	436,400			
	104		333,300	371,800	398,200	436,900			

	105		333,700	372,300	398,700	437,300			
	106		334,000	372,700	399,100				
	107		334,300	373,100	399,500				
	108		334,600	373,500	399,900				
	109		334,800	373,900	400,400				
	110		335,100	374,300	400,800				
	111		335,400	374,700	401,200				
	112		335,700	375,100	401,600				
	113		335,900	375,500	402,100				
	114		336,200	375,900	402,500				
	115		336,500	376,300	402,900				
	116		336,800	376,700	403,300				
	117		337,000	377,100	403,800				
	118			377,500	404,100				
	119			377,900	404,400				
	120			378,300	404,700				
	121			378,700	405,100				
	122			379,000	405,400				
	123			379,300	405,700				
	124			379,600	406,000				
	125			379,700	406,400				
	126			379,800	406,700				
	127			379,900	407,000				
	128			380,000	407,300				
	129			380,200	407,700				
	130			380,300	408,000				
	131			380,400	408,300				
	132			380,500	408,600				
	133			380,600	409,000				
	134			380,700	409,300				
	135			380,800	409,600				
	136			380,900	409,900				
	137			381,000	410,300				
	138			381,100					
	139			381,200					
	140			381,300					
	141			381,400					
	142			381,500					
	143			381,600					
	144			381,700					
	145			381,800					
	146			381,900					
	147			382,000					
	148			382,100					
	149			382,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2(第2条関係)

上下水道企業職給料表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,400	181,400	245,900	266,600
	2	169,400	182,900	247,400	268,100
	3	170,400	184,400	248,900	269,600
	4	171,400	185,900	250,400	271,100
	5	172,300	187,300	251,700	272,600
	6	173,500	189,000	253,200	274,600
	7	174,700	190,700	254,700	276,700
	8	175,800	192,400	256,200	278,800
	9	176,800	194,000	257,600	280,700
	10	177,900	195,800	259,100	282,300
	11	179,000	197,600	260,600	283,900
	12	180,100	199,500	262,100	285,500
	13	181,400	201,300	263,600	287,200
	14	182,900	203,100	265,600	288,800
	15	184,400	204,900	267,600	290,400
	16	185,900	206,600	269,600	292,000
	17	187,300	208,300	271,700	293,700
	18	189,000	209,900	273,300	295,300
	19	190,700	211,500	274,900	296,900
	20	192,400	213,100	276,500	298,500
	21	194,000	214,800	278,200	300,000
	22	195,800	216,400	279,800	301,600
	23	197,600	218,000	281,400	303,200
	24	199,500	219,600	283,000	304,800
	25	201,300	221,200	284,700	306,300
	26	203,100	222,800	286,200	307,900
	27	204,900	224,400	287,700	309,500
	28	206,600	226,000	289,200	311,100
	29	208,300	227,600	290,800	312,600
	30	209,900	229,200	292,100	314,200
	31	211,500	230,800	293,400	315,800
	32	213,100	232,400	294,700	317,400
	33	214,800	234,000	296,000	318,800
	34	216,400	235,600	297,300	320,300
	35	218,000	237,200	298,600	321,800
	36	219,600	238,800	299,900	323,300
	37	221,200	240,400	301,000	324,800
	38	222,800	241,800	302,300	326,300
	39	224,400	243,200	303,600	327,800
	40	226,000	244,600	304,900	329,300
	41	227,600	246,100	306,000	330,800
	42	229,200	247,500	307,300	332,300
	43	230,800	248,900	308,600	333,800
	44	232,400	250,300	309,900	335,300
	45	234,000	251,800	311,000	336,800
	46	235,600	253,200	312,300	338,300
	47	237,200	254,600	313,600	339,800
	48	238,800	256,000	314,900	341,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	240,400	257,300	316,000	342,800
	50	241,300	258,700	317,300	344,200
	51	242,300	260,100	318,600	345,600
	52	243,200	261,500	319,900	347,000
	53	244,100	262,700	321,000	348,200
	54	245,000	264,100	322,200	349,400
	55	245,900	265,500	323,400	350,600
	56	246,800	266,900	324,600	351,800
	57	247,600	268,100	325,800	352,900
	58	248,400	269,500	326,900	353,700
	59	249,200	270,900	328,000	354,500
	60	249,900	272,300	329,100	355,300
	61	250,600	273,500	330,300	356,100
	62	251,400	274,800	331,200	356,900
	63	252,200	276,100	332,100	357,700
	64	252,900	277,400	333,000	358,500
	65	253,600	278,800	333,800	359,200
	66	254,000	280,100	334,500	359,800
	67	254,400	281,400	335,200	360,400
	68	254,800	282,700	335,900	361,000
	69	255,200	283,900	336,500	361,600
	70	255,500	285,200	337,100	362,200
	71	255,800	286,500	337,700	362,800
	72	256,100	287,800	338,300	363,400
	73	256,300	288,900	338,900	363,900
	74	256,600	290,100	339,500	364,500
	75	256,900	291,300	340,100	365,100
	76	257,200	292,500	340,700	365,700
	77	257,300	293,800	341,200	366,200
	78		295,000	341,800	366,700
	79		296,200	342,400	367,200
	80		297,400	343,000	367,700
	81		298,700	343,400	368,300
	82		299,900	343,900	368,800
	83		301,100	344,400	369,300
	84		302,300	344,900	369,800
	85		303,600	345,400	370,300
	86		304,500	345,900	370,800
	87		305,400	346,400	371,300
	88		306,300	346,900	371,800
	89		307,000	347,300	372,200
	90		307,900	347,700	372,700
	91		308,800	348,100	373,200
	92		309,700	348,500	373,700
	93		310,400	349,000	374,000
	94		310,800	349,400	374,500
	95		311,200	349,800	375,000
	96		311,600	350,200	375,500
	97		312,000	350,600	375,800
	98		312,400	351,000	376,200
	99		312,800	351,400	376,600
	100		313,200	351,800	377,000
	101		313,600	352,200	377,400
	102		314,000	352,600	377,800
	103		314,400	353,000	378,200
	104		314,800	353,400	378,600

	105		315,100	353,800	379,000
	106		315,500	354,200	379,400
	107		315,900	354,600	379,800
	108		316,300	355,000	380,200
	109		316,600	355,300	380,600
	110		317,000	355,700	381,000
	111		317,400	356,100	381,400
	112		317,800	356,500	381,800
	113		318,000	356,800	382,200
	114		318,400	357,200	382,600
	115		318,800	357,600	383,000
	116		319,200	358,000	383,400
	117		319,400	358,300	383,800
	118			358,700	384,100
	119			359,100	384,400
	120			359,500	384,700
	121			359,800	385,100
	122			360,100	385,400
	123			360,400	385,700
	124			360,700	386,000
	125			360,800	386,400
	126			360,900	386,700
	127			361,000	387,000
	128			361,100	387,300
	129			361,200	387,600
	130			361,300	387,900
	131			361,400	388,200
	132			361,500	388,500
	133			361,600	388,800
	134			361,700	389,100
	135			361,800	389,400
	136			361,900	389,700
	137			362,000	390,000
	138			362,100	
	139			362,200	
	140			362,300	
	141			362,400	
	142			362,500	
	143			362,600	
	144			362,700	
	145			362,800	
	146			362,900	
	147			363,000	
	148			363,100	
	149			363,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		168,400	204,600	245,900	266,600

備考 この表は、技能職員及び業務職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（以下「改正後の給料等支給規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 職員が、改正前の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給料等支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市上下水道局規程第29号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程（令和5年川崎市上下水道局規程第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「、第7条」を「及び第7条」に、「第9条の2」を「第9条」に改め、「、第17条の6」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第30号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第4条第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の116」を「100分の121」に、「100分の205」を「100分の215」に改め、同項第

2号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第4条の5第1項第1号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の46.25」を「100分の48.75」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第31号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎
川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第3号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第32号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎
川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
歳	円
18	170,400
19	173,500
20	176,800
21	179,000
22	182,900

23	185,900
24	189,000
25	194,000
26	197,600
27	203,100
28	206,600
29	209,900
30	213,100
31	216,400
32	219,600
33	222,800
34	227,600
35	230,800
36	234,000
37	237,200
38	240,400
39	241,300
40	242,300
41	243,200
42	244,100
43	245,000
44	245,900
45	246,800
46	247,600
47	248,400
48	249,200
49	249,900
50	250,600
51	251,400
52	252,200
53	252,900
54	253,600
55歳以上	254,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に上下水道事業管理者の承認を得

て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第78号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和6年11月18日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指定有効期間

令和6年12月1日から

令和11年10月31日まで

2 指 定 工 事 店

指 定 番 号 1262

商号又は名称 株式会社六葉

営業所所在地 横浜市神奈川区七島町133番地

代 表 者 氏 名 浜田 茂雄

指 定 番 号 1263

商号又は名称 株式会社八丁設備

営業所所在地 茅ヶ崎市萩園2337番地15

代 表 者 氏 名 佐久間 努

指 定 番 号 1264

商号又は名称 株式会社菊地設備工業

営業所所在地 相模原市緑区下九沢401-1

マリアージュC101号

代 表 者 氏 名 伊藤 啓太

指 定 番 号 1265

商号又は名称 一管株式会社

営業所所在地 横浜市旭区上白根町1306番地23

代 表 者 氏 名 桂 一芸

川崎市上下水道局告示第79号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者

の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者

を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和6年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第1397号
氏名又は名称 株式会社DKN Enterprise
住 所 東京都品川区二葉一丁目9番2号
代表者氏名 出口 卓也
指 定 更 新 日 令和6年11月22日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 2 指 定 番 号 第1425号
氏名又は名称 株式会社プランマーズ
住 所 川崎市麻生区多摩美二丁目19番25号
代表者氏名 大隈 忠志
指 定 更 新 日 令和6年11月22日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 3 指 定 番 号 第1668号
氏名又は名称 株式会社本郷水道設備
住 所 横浜市緑区東本郷六丁目1番17号
代表者氏名 柘植野 優
指 定 更 新 日 令和6年11月22日
有 効 期 限 令和11年9月29日
- 4 指 定 番 号 第1701号
氏名又は名称 羽倉設計事務所
住 所 横浜市緑区新治町466番地1 サマックスオオサワ206
代表者氏名 羽倉 裕美
指 定 更 新 日 令和6年11月22日
有 効 期 限 令和11年12月31日
- 5 指 定 番 号 第1704号
氏名又は名称 有限会社スドウ工営
住 所 神奈川県小田原市鬼柳799番地の10
代表者氏名 須藤 公司
指 定 更 新 日 令和6年11月22日
有 効 期 限 令和12年1月31日

川崎市上下水道局告示第80号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和6年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第1987号
氏名又は名称 株式会社LIXILトータルサービス
住 所 東京都墨田区錦糸一丁目5番14号

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 代 表 者 氏 名 | 浅野 靖司 |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年12月1日 |
| 有 効 期 限 | 令和11年11月30日 |
| 2 指 定 番 号 | 第1988号 |
| 氏名又は名称 | 株式会社八丁設備 |
| 住 所 | 神奈川県茅ヶ崎市萩園2337番地15 |
| 代 表 者 氏 名 | 佐久間 努 |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年12月1日 |
| 有 効 期 限 | 令和11年11月30日 |
| 3 指 定 番 号 | 第1989号 |
| 氏名又は名称 | 株式会社Keio設備 |
| 住 所 | 川崎市多摩区長沢一丁目2番16ー205号扶桑ハイツ生田の杜 |
| 代 表 者 氏 名 | 落合 敬子 |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年12月1日 |
| 有 効 期 限 | 令和11年11月30日 |
| 4 指 定 番 号 | 第1990号 |
| 氏名又は名称 | 株式会社さくら設備 |
| 住 所 | 横浜市青葉区奈良町2423番地171 |
| 代 表 者 氏 名 | 山田 宏樹 |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年12月1日 |
| 有 効 期 限 | 令和11年11月30日 |
| 5 指 定 番 号 | 第1991号 |
| 氏名又は名称 | 株式会社菊地設備工業 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市下平出町161番地1 |
| 代 表 者 氏 名 | 伊藤 啓太 |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年12月1日 |
| 有 効 期 限 | 令和11年11月30日 |

川崎市上下水道局告示第81号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第682号
氏名又は名称 三和工業株式会社
住 所 横浜市西区平沼一丁目33番7号
代 表 者 氏 名 (新) 小関 諄
(旧) 小関 誠
変 更 年 月 日 令和6年9月1日
- 2 指 定 番 号 第1366号
氏名又は名称 丸山設備
住 所 (新) 東京都町田市高ヶ坂7丁目26番38号

- (旧) 東京都町田市常磐町3416－5
- 代 表 者 氏 名 丸山 明孝
- 変 更 年 月 日 令和6年8月10日
- 3 指 定 番 号 第1828号
- 氏名又は名称 株式会社ミナミ住設
- 住 所 東京都世田谷区尾山台一丁目2番17号
- 代 表 者 氏 名 (新) 國生 秀治郎
- (旧) 國生 重治
- 変 更 年 月 日 令和5年2月15日
- 4 指 定 番 号 第1838号
- 氏名又は名称 マイ建設株式会社
- 住 所 (新) 横浜市青葉区成合町443番地1
- (旧) 横浜市青葉区市ケ尾町1154番地2市ケ尾プラザビル1F
- 代 表 者 氏 名 和田 洋平
- 変 更 年 月 日 令和6年7月3日

川崎市上下水道局告示第82号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者

- の廃止について
- 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。
- 令和6年11月22日
- 川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎
- 1 指 定 番 号 第1940号
- 氏名又は名称 株式会社ザイマックス
- 住 所 東京都港区赤坂一丁目1番1号
- 代 表 者 氏 名 辛島 秀夫
- 廃 止 年 月 日 令和6年10月31日

上 下 水 道 局 公 告

- 川崎市上下水道局公告第97号
- 一般競争入札について次のとおり公告します。
- 令和6年11月19日
- 川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	潮見台配水所ほか8箇所塗膜成分分析調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台4－1(潮見台配水所内)ほか8箇所
	履 行 期 間	令和7年3月21日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和6年12月12日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度 幸区下水枝線実施設計委託第27号
	履 行 場 所	川崎市幸区地内
	履 行 期 間	令和7年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者	

参 加 資 格	(4) 平成31年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震設計(レベル1)業務を含む、改築・詳細設計(布設替え工法(開削工法)及び管更生工法)に係る実施設計業務委託の元請けとして履行完了実績をTECRISにより確認できること(同一業務委託でなくても可)。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 調査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和6年12月12日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和6年度 長沢浄水場 雨水調整池汚泥運搬委託(単価契約)
	履 行 場 所	長沢浄水場及び局指定場所
	履 行 期 間	令和7年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者 (6) 平成21年度以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した汚泥運搬業務委託について、元請けとしての履行完了実績を有すること。 (7) 川崎市又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を有すること。 (8) 東京都産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年12月12日 13時30分(本庁舎3階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度麻生水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1ほか
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付(脱臭剤納入を含む)業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年12月12日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月19日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度マンホールポンプ所整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田2-31番地先ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年12月11日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月19日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	自動車賃貸借2台一式(乗用自動車)
	履 行 場 所	局指定場所
	履 行 期 間	令和7年6月1日から令和14年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和7年1月9日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第100号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮前平2丁目150mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：宮前区土橋1-24-13先 至：宮前区宮前平2-10-5先

競争入札に 付する事項	履 行 期 間	契約の日から205日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和7年1月9日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第101号

一般競争入札について次のとおり公告します。

（案件1）

競争入札に
付する事項

件 名

令和6年度 川崎区下水枝線実施設計委託第28号

令和6年11月26日
川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 間	令和7年11月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 令和元年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震設計(レベル1、2)業務を含む、改築・詳細設計(布設替え工法(開削工法)及び管更生工法)に係る実施設計業務委託の元請けとして履行完了実績をTECRISにより確認できること(同一業務委託でなくても可)。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえませんが)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRC CM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年12月19日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和6年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成21年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付(脱臭剤納入を含む)業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年12月19日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第27号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

デジタル水道メーター（修理品）20mm 24,600個

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課

(4) 納入期限

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水道用品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和6年12月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロード

することができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎16階

電話 044-200-2093

(2) 期間 令和6年12月10日（公告日）から令和6年12月24日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 令和6年12月10日（公告日）から令和6年12月24日

午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札：操作説明書（入札システム操作方法）」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 川田

電話 044-200-2093

5 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課

担当 大島

電話 044-200-1586

6 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力) 期間

令和6年12月10日(公告日)から令和6年12月24日

午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにExcel形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和6年12月10日(公告日)から令和6年12月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にE

xcel形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日時

令和7年1月17日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和7年1月17日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和7年1月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和7年1月31日

午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和7年1月31日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 本庁舎3階入札室(川崎区宮本町1番地)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

- (ア) 入札書の提出期限 令和7年1月29日 必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和7年1月31日 午前10時30分
イ 場所 本庁舎3階入札室(川崎区宮本町1番地)
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 10 契約の手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 11 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
(2) 詳細は、入札説明書によります。
(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- 12 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
24,600 20mm digital water meters (repair)
(2) Time limit for tender:
a By electronic bidding system
9:30 A.M. 31 January 2025
b Direct delivery
10:30 A.M. 31 January 2025
c By mail

- 29 January 2025
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration
Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2093
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告(調達)第28号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 調達の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置一式
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
- 3 落札者を決定した日
令和6年10月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 ホンダ
川崎市川崎区池田一丁目13番8号
代表取締役 本田 啓子
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
35,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年8月26日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第24号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年11月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 水 澤 邦 紀
川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支
給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等
に関する規程(昭和32年交通部規程第7号)の一部を次の
ように改正する。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第2条関係)

交通局企業職給料表 (1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700

44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700
49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
50	252,100	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
51	253,000	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
52	253,900	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
53	254,800	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
54	255,700	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
55	256,600	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
56	257,500	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
57	258,300	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
58	259,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
59	259,900	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
60	260,700	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
61	261,600	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
62	262,400	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
63	263,200	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
64	264,000	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
65	264,600	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
66	265,100	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
67	265,600	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
68	266,100	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
69	266,600	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
70	267,000	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
71	267,400	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
72	267,800	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
73	268,300	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
74	268,500	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
75	268,700	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
76	268,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
77	269,100	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600		
79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600		
81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200		
82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700		
83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700		
85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300		
86		319,900	363,900	390,000	427,900			
87		321,100	364,400	390,500	428,400			
88		322,300	364,900	391,000	428,900			
89		323,300	365,400	391,500	429,400			
90		324,300	365,900	392,000	429,900			
91		325,300	366,400	392,500	430,400			
92		326,300	366,900	393,000	430,900			
93		327,100	367,200	393,400	431,400			
94		327,800	367,600	393,900	431,900			
95		328,500	368,100	394,400	432,400			
96		329,200	368,600	394,900	432,900			
97		329,700	368,900	395,300	433,400			
98		330,300	369,300	395,700	433,900			
99		330,900	369,700	396,100	434,400			

	100		331,500	370,100	396,500	434,900			
	101		332,100	370,600	397,000	435,400			
	102		332,500	371,000	397,400	435,900			
	103		332,900	371,400	397,800	436,400			
	104		333,300	371,800	398,200	436,900			
	105		333,700	372,300	398,700	437,300			
	106		334,000	372,700	399,100				
	107		334,300	373,100	399,500				
	108		334,600	373,500	399,900				
	109		334,800	373,900	400,400				
	110		335,100	374,300	400,800				
	111		335,400	374,700	401,200				
	112		335,700	375,100	401,600				
	113		335,900	375,500	402,100				
	114		336,200	375,900	402,500				
	115		336,500	376,300	402,900				
	116		336,800	376,700	403,300				
	117		337,000	377,100	403,800				
	118			377,500	404,100				
	119			377,900	404,400				
	120			378,300	404,700				
	121			378,700	405,100				
	122			379,000	405,400				
	123			379,300	405,700				
	124			379,600	406,000				
	125			379,700	406,400				
	126			379,800	406,700				
	127			379,900	407,000				
	128			380,000	407,300				
	129			380,200	407,700				
	130			380,300	408,000				
	131			380,400	408,300				
	132			380,500	408,600				
	133			380,600	409,000				
	134			380,700	409,300				
	135			380,800	409,600				
	136			380,900	409,900				
	137			381,000	410,300				
	138			381,100					
	139			381,200					
	140			381,300					
	141			381,400					
	142			381,500					
	143			381,600					
	144			381,700					
	145			381,800					
	146			381,900					
	147			382,000					
	148			382,100					
	149			382,200					
定年前再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円
		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

別表第2(第2条関係)

交通局企業職給料表 (2)

区分 職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500

	41	237, 800	257, 700	322, 800	348, 500	397, 200	433, 100
	42	239, 400	259, 200	324, 000	350, 100	398, 500	433, 800
	43	241, 100	260, 700	325, 400	351, 700	399, 800	434, 500
	44	242, 800	262, 200	326, 800	353, 100	401, 100	435, 200
	45	244, 500	263, 700	328, 200	354, 500	402, 400	435, 700
	46	246, 100	265, 100	329, 400	356, 100	403, 400	436, 400
	47	247, 800	266, 500	330, 800	357, 700	404, 400	437, 100
	48	249, 500	267, 900	332, 200	359, 100	405, 400	437, 800
	49	251, 200	269, 500	333, 600	360, 500	406, 300	438, 300
	50	252, 100	270, 800	334, 800	362, 000	407, 000	438, 900
	51	253, 000	272, 300	336, 100	363, 500	407, 700	439, 500
	52	253, 900	273, 800	337, 400	365, 000	408, 400	440, 100
	53	254, 800	275, 300	338, 700	366, 400	409, 200	440, 800
	54	255, 700	276, 600	339, 900	367, 700	409, 800	441, 400
	55	256, 600	278, 100	341, 200	369, 000	410, 400	442, 000
	56	257, 500	279, 600	342, 500	370, 300	411, 000	442, 600
	57	258, 300	281, 100	343, 800	371, 500	411, 700	443, 100
	58	259, 100	282, 400	344, 800	372, 400	412, 300	443, 700
	59	259, 900	283, 900	345, 800	373, 300	412, 900	444, 300
	60	260, 700	285, 400	346, 800	374, 200	413, 500	444, 900
	61	261, 600	286, 900	347, 900	375, 000	414, 200	445, 400
	62	262, 400	288, 100	348, 600	375, 800	414, 800	446, 000
	63	263, 200	289, 500	349, 500	376, 600	415, 400	446, 600
	64	264, 000	290, 900	350, 400	377, 400	416, 000	447, 200
	65	264, 600	292, 300	351, 300	378, 300	416, 600	447, 700
	66	265, 100	293, 700	351, 800	378, 900	417, 200	448, 300
	67	265, 600	295, 100	352, 500	379, 500	417, 800	448, 900
	68	266, 100	296, 500	353, 200	380, 100	418, 400	449, 500
	69	266, 600	297, 700	353, 900	380, 800	418, 800	449, 900
	70	267, 000	298, 900	354, 400	381, 400	419, 400	450, 400
	71	267, 400	300, 300	355, 100	382, 000	420, 000	450, 900
	72	267, 800	301, 700	355, 800	382, 600	420, 600	451, 400
	73	268, 300	303, 100	356, 500	383, 200	421, 000	452, 000
	74	268, 500	304, 300	357, 100	383, 800	421, 600	452, 500
	75	268, 700	305, 700	357, 700	384, 400	422, 200	453, 000
	76	268, 900	307, 100	358, 400	385, 000	422, 800	453, 500
	77	269, 100	308, 500	358, 900	385, 500	423, 200	454, 100
	78		309, 700	359, 500	386, 000	423, 800	454, 600
	79		311, 100	360, 100	386, 500	424, 400	455, 100
	80		312, 500	360, 700	387, 000	425, 000	455, 600
	81		313, 900	361, 300	387, 500	425, 400	456, 200
	82		315, 100	361, 800	388, 000	425, 900	456, 700
	83		316, 300	362, 400	388, 500	426, 400	457, 200
	84		317, 500	363, 000	389, 000	426, 900	457, 700
	85		318, 700	363, 400	389, 500	427, 400	458, 300
	86		319, 900	363, 900	390, 000	427, 900	
	87		321, 100	364, 400	390, 500	428, 400	
	88		322, 300	364, 900	391, 000	428, 900	
	89		323, 300	365, 400	391, 500	429, 400	
	90		324, 300	365, 900	392, 000	429, 900	
	91		325, 300	366, 400	392, 500	430, 400	
	92		326, 300	366, 900	393, 000	430, 900	
	93		327, 100	367, 200	393, 400	431, 400	
	94		327, 800	367, 600	393, 900	431, 900	
	95		328, 500	368, 100	394, 400	432, 400	
	96		329, 200	368, 600	394, 900	432, 900	

	97		329,700	368,900	395,300	433,400	
	98		330,300	369,300	395,700	433,900	
	99		330,900	369,700	396,100	434,400	
	100		331,500	370,100	396,500	434,900	
	101		332,100	370,600	397,000	435,400	
	102		332,500	371,000	397,400	435,900	
	103		332,900	371,400	397,800	436,400	
	104		333,300	371,800	398,200	436,900	
	105		333,700	372,300	398,700	437,300	
	106		334,000	372,700	399,100		
	107		334,300	373,100	399,500		
	108		334,600	373,500	399,900		
	109		334,800	373,900	400,400		
	110		335,100	374,300	400,800		
	111		335,400	374,700	401,200		
	112		335,700	375,100	401,600		
	113		335,900	375,500	402,100		
	114		336,200	375,900	402,500		
	115		336,500	376,300	402,900		
	116		336,800	376,700	403,300		
	117		337,000	377,100	403,800		
	118			377,500	404,100		
	119			377,900	404,400		
	120			378,300	404,700		
	121			378,700	405,100		
	122			379,000	405,400		
	123			379,300	405,700		
	124			379,600	406,000		
	125			379,700	406,400		
	126			379,800	406,700		
	127			379,900	407,000		
	128			380,000	407,300		
	129			380,200	407,700		
	130			380,300	408,000		
	131			380,400	408,300		
	132			380,500	408,600		
	133			380,600	409,000		
	134			380,700	409,300		
	135			380,800	409,600		
	136			380,900	409,900		
	137			381,000	410,300		
	138			381,100			
	139			381,200			
	140			381,300			
	141			381,400			
	142			381,500			
	143			381,600			
	144			381,700			
	145			381,800			
	146			381,900			
	147			382,000			
	148			382,100			
	149			382,200			

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700

備考 この表は、運輸事務職及び車両技術職に適用する。

別表第3 (第2条関係)

交通局企業職給料表 (3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	168,400	181,400	245,900	266,600
	2	169,400	182,900	247,400	268,100
	3	170,400	184,400	248,900	269,600
	4	171,400	185,900	250,400	271,100
	5	172,300	187,300	251,700	272,600
	6	173,500	189,000	253,200	274,600
	7	174,700	190,700	254,700	276,700
	8	175,800	192,400	256,200	278,800
	9	176,800	194,000	257,600	280,700
	10	177,900	195,800	259,100	282,300
	11	179,000	197,600	260,600	283,900
	12	180,100	199,500	262,100	285,500
	13	181,400	201,300	263,600	287,200
	14	182,900	203,100	265,600	288,800
	15	184,400	204,900	267,600	290,400
	16	185,900	206,600	269,600	292,000
	17	187,300	208,300	271,700	293,700
	18	189,000	209,900	273,300	295,300
	19	190,700	211,500	274,900	296,900
	20	192,400	213,100	276,500	298,500
	21	194,000	214,800	278,200	300,000
	22	195,800	216,400	279,800	301,600
	23	197,600	218,000	281,400	303,200
	24	199,500	219,600	283,000	304,800
	25	201,300	221,200	284,700	306,300
	26	203,100	222,800	286,200	307,900
	27	204,900	224,400	287,700	309,500
	28	206,600	226,000	289,200	311,100
	29	208,300	227,600	290,800	312,600
	30	209,900	229,200	292,100	314,200
	31	211,500	230,800	293,400	315,800
	32	213,100	232,400	294,700	317,400
	33	214,800	234,000	296,000	318,800
	34	216,400	235,600	297,300	320,300
	35	218,000	237,200	298,600	321,800
	36	219,600	238,800	299,900	323,300
	37	221,200	240,400	301,000	324,800
	38	222,800	241,800	302,300	326,300
	39	224,400	243,200	303,600	327,800

40	226,000	244,600	304,900	329,300
41	227,600	246,100	306,000	330,800
42	229,200	247,500	307,300	332,300
43	230,800	248,900	308,600	333,800
44	232,400	250,300	309,900	335,300
45	234,000	251,800	311,000	336,800
46	235,600	253,200	312,300	338,300
47	237,200	254,600	313,600	339,800
48	238,800	256,000	314,900	341,300
49	240,400	257,300	316,000	342,800
50	241,300	258,700	317,300	344,200
51	242,300	260,100	318,600	345,600
52	243,200	261,500	319,900	347,000
53	244,100	262,700	321,000	348,200
54	245,000	264,100	322,200	349,400
55	245,900	265,500	323,400	350,600
56	246,800	266,900	324,600	351,800
57	247,600	268,100	325,800	352,900
58	248,400	269,500	326,900	353,700
59	249,200	270,900	328,000	354,500
60	249,900	272,300	329,100	355,300
61	250,600	273,500	330,300	356,100
62	251,400	274,800	331,200	356,900
63	252,200	276,100	332,100	357,700
64	252,900	277,400	333,000	358,500
65	253,600	278,800	333,800	359,200
66	254,000	280,100	334,500	359,800
67	254,400	281,400	335,200	360,400
68	254,800	282,700	335,900	361,000
69	255,200	283,900	336,500	361,600
70	255,500	285,200	337,100	362,200
71	255,800	286,500	337,700	362,800
72	256,100	287,800	338,300	363,400
73	256,300	288,900	338,900	363,900
74	256,600	290,100	339,500	364,500
75	256,900	291,300	340,100	365,100
76	257,200	292,500	340,700	365,700
77	257,300	293,800	341,200	366,200
78		295,000	341,800	366,700
79		296,200	342,400	367,200
80		297,400	343,000	367,700
81		298,700	343,400	368,300
82		299,900	343,900	368,800
83		301,100	344,400	369,300
84		302,300	344,900	369,800
85		303,600	345,400	370,300
86		304,500	345,900	370,800
87		305,400	346,400	371,300
88		306,300	346,900	371,800
89		307,000	347,300	372,200
90		307,900	347,700	372,700
91		308,800	348,100	373,200
92		309,700	348,500	373,700
93		310,400	349,000	374,000
94		310,800	349,400	374,500
95		311,200	349,800	375,000

96	311,600	350,200	375,500
97	312,000	350,600	375,800
98	312,400	351,000	376,200
99	312,800	351,400	376,600
100	313,200	351,800	377,000
101	313,600	352,200	377,400
102	314,000	352,600	377,800
103	314,400	353,000	378,200
104	314,800	353,400	378,600
105	315,100	353,800	379,000
106	315,500	354,200	379,400
107	315,900	354,600	379,800
108	316,300	355,000	380,200
109	316,600	355,300	380,600
110	317,000	355,700	381,000
111	317,400	356,100	381,400
112	317,800	356,500	381,800
113	318,000	356,800	382,200
114	318,400	357,200	382,600
115	318,800	357,600	383,000
116	319,200	358,000	383,400
117	319,400	358,300	383,800
118		358,700	384,100
119		359,100	384,400
120		359,500	384,700
121		359,800	385,100
122		360,100	385,400
123		360,400	385,700
124		360,700	386,000
125		360,800	386,400
126		360,900	386,700
127		361,000	387,000
128		361,100	387,300
129		361,200	387,600
130		361,300	387,900
131		361,400	388,200
132		361,500	388,500
133		361,600	388,800
134		361,700	389,100
135		361,800	389,400
136		361,900	389,700
137		362,000	390,000
138		362,100	
139		362,200	
140		362,300	
141		362,400	
142		362,500	
143		362,600	
144		362,700	
145		362,800	
146		362,900	
147		363,000	
148		363,100	
149		363,200	

短 時 間 勤 務 職 員	定 年 前 再 任 用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		168,400	204,600	245,900	266,600
備考 この表は、自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用する。					
附 則					
(施行期日等)					
1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。					
(給与の内払)					
2 職員が、この規程による改正前の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。					
川崎市交通局規程第25号					
川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。					
令和6年11月29日					
川崎市交通事業管理者					
交通局長 水 澤 邦 紀					
川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程					
川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。					
第3条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。					
第4条の3第1項第1号中「100分の116」を「100分の121」に、「100分の205」を「100分の215」に改め、同項第2号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の100」に改める。					
第4条の4第1項第1号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の46.25」を「100分の48.75」に改める。					
附 則					
この規程は、令和6年12月1日から施行する。					
川崎市交通局規程第26号					
川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。					
令和6年11月29日					
川崎市交通事業管理者					
交通局長 水 澤 邦 紀					
川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程					
川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年交通局規程第15号)の一部を次のように改正する。					
第16条の2第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第3号中「100分の95」を「100分の100」に改める。					
附 則					
この規程は、令和6年12月1日から施行する。					
川崎市交通局規程第27号					
川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。					
令和6年11月29日					
川崎市交通事業管理者					
交通局長 水 澤 邦 紀					
川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程					
第1条 川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程第9号)の一部を次のように改正する。					
別表第6を次のように改める。					
別表第6(第6条関係)					
年齢別最低保障額表					
採用年齢		金 額			
歳		円			
18		170,400			
19		173,500			
20		176,800			
21		179,000			
22		182,900			
23		185,900			
24		189,000			
25		194,000			
26		197,600			
27		203,100			
28		206,600			

29	209,900
30	213,100
31	216,400
32	219,600
33	222,800
34	227,600
35	230,800
36	234,000
37	237,200
38	240,400
39	241,300
40	242,300
41	243,200
42	244,100
43	245,000
44	245,900
45	246,800
46	247,600
47	248,400
48	249,200
49	249,900
50	250,600
51	251,400
52	252,200
53	252,900
54	253,600
55歳以上	254,000

第2条 川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2中「63号給」を「69号給」に、「60号給」を「66号給」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(次項及び第3項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- この規程の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に交通局長が号給を決定すること

とされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月15日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

車両デザイン制作及び全面ラッピング作製・施工業務委託

(2) 履行場所

交通局の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市交通事業は、昭和19(1944)年に市電として営業を開始し、川崎市制100周年を迎える令和6(2024)年に80周年を迎えました。本業務は、この歴史的な節目に導入する電気バス(BEV)のデザインを企画・製作し、市バス事業における脱炭素に向けた取組に係るPR等を効果的に推進することを目的に行います。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。
- 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者から、路線バス車両における全面(前面、側面、後面、屋根及びミラーステータ)ラッピングフィルムの作製及び施工業務並びに当該ラッピング車両に係るデザイン制作業務を受託した実績を、令和2年4月1日以降に有すること。
- 仕様書の内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2の(4)を証明する書類の写し。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和6年11月15日から令和6年11月22日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和6年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和6年11月26日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

企画管理部経営企画課 高橋

電話 044-200-3220

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和6年12月3日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年12月3日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年12月5日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第18号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部
を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市
病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
	50	252,100	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
	51	253,000	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
	52	253,900	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
	53	254,800	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
	54	255,700	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
	55	256,600	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
	56	257,500	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
	57	258,300	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
	58	259,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
	59	259,900	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
	60	260,700	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
	61	261,600	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
	62	262,400	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
	63	263,200	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
	64	264,000	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
	65	264,600	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
	66	265,100	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
	67	265,600	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
	68	266,100	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
	69	266,600	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
	70	267,000	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
	71	267,400	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
	72	267,800	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
	73	268,300	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
	74	268,500	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
	75	268,700	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
	76	268,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
	77	269,100	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
	78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600		
	79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
	80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600		
	81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200		
	82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700		
	83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
	84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700		
	85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300		
	86		319,900	363,900	390,000	427,900			
	87		321,100	364,400	390,500	428,400			
	88		322,300	364,900	391,000	428,900			
	89		323,300	365,400	391,500	429,400			
	90		324,300	365,900	392,000	429,900			
	91		325,300	366,400	392,500	430,400			
	92		326,300	366,900	393,000	430,900			
	93		327,100	367,200	393,400	431,400			
	94		327,800	367,600	393,900	431,900			
	95		328,500	368,100	394,400	432,400			
	96		329,200	368,600	394,900	432,900			
	97		329,700	368,900	395,300	433,400			
	98		330,300	369,300	395,700	433,900			
	99		330,900	369,700	396,100	434,400			
	100		331,500	370,100	396,500	434,900			
	101		332,100	370,600	397,000	435,400			
	102		332,500	371,000	397,400	435,900			
	103		332,900	371,400	397,800	436,400			
	104		333,300	371,800	398,200	436,900			

	105		333,700	372,300	398,700	437,300			
	106		334,000	372,700	399,100				
	107		334,300	373,100	399,500				
	108		334,600	373,500	399,900				
	109		334,800	373,900	400,400				
	110		335,100	374,300	400,800				
	111		335,400	374,700	401,200				
	112		335,700	375,100	401,600				
	113		335,900	375,500	402,100				
	114		336,200	375,900	402,500				
	115		336,500	376,300	402,900				
	116		336,800	376,700	403,300				
	117		337,000	377,100	403,800				
	118			377,500	404,100				
	119			377,900	404,400				
	120			378,300	404,700				
	121			378,700	405,100				
	122			379,000	405,400				
	123			379,300	405,700				
	124			379,600	406,000				
	125			379,700	406,400				
	126			379,800	406,700				
	127			379,900	407,000				
	128			380,000	407,300				
	129			380,200	407,700				
	130			380,300	408,000				
	131			380,400	408,300				
	132			380,500	408,600				
	133			380,600	409,000				
	134			380,700	409,300				
	135			380,800	409,600				
	136			380,900	409,900				
	137			381,000	410,300				
	138			381,100					
	139			381,200					
	140			381,300					
	141			381,400					
	142			381,500					
	143			381,600					
	144			381,700					
	145			381,800					
	146			381,900					
	147			382,000					
	148			382,100					
	149			382,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

別表第2 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,400	181,400	245,900	266,600
	2	169,400	182,900	247,400	268,100
	3	170,400	184,400	248,900	269,600
	4	171,400	185,900	250,400	271,100
	5	172,300	187,300	251,700	272,600
	6	173,500	189,000	253,200	274,600
	7	174,700	190,700	254,700	276,700
	8	175,800	192,400	256,200	278,800
	9	176,800	194,000	257,600	280,700
	10	177,900	195,800	259,100	282,300
	11	179,000	197,600	260,600	283,900
	12	180,100	199,500	262,100	285,500
	13	181,400	201,300	263,600	287,200
	14	182,900	203,100	265,600	288,800
	15	184,400	204,900	267,600	290,400
	16	185,900	206,600	269,600	292,000
	17	187,300	208,300	271,700	293,700
	18	189,000	209,900	273,300	295,300
	19	190,700	211,500	274,900	296,900
	20	192,400	213,100	276,500	298,500
	21	194,000	214,800	278,200	300,000
	22	195,800	216,400	279,800	301,600
	23	197,600	218,000	281,400	303,200
	24	199,500	219,600	283,000	304,800
	25	201,300	221,200	284,700	306,300
	26	203,100	222,800	286,200	307,900
	27	204,900	224,400	287,700	309,500
	28	206,600	226,000	289,200	311,100
	29	208,300	227,600	290,800	312,600
	30	209,900	229,200	292,100	314,200
	31	211,500	230,800	293,400	315,800
	32	213,100	232,400	294,700	317,400
	33	214,800	234,000	296,000	318,800
	34	216,400	235,600	297,300	320,300
	35	218,000	237,200	298,600	321,800
	36	219,600	238,800	299,900	323,300
	37	221,200	240,400	301,000	324,800
	38	222,800	241,800	302,300	326,300
	39	224,400	243,200	303,600	327,800
	40	226,000	244,600	304,900	329,300
	41	227,600	246,100	306,000	330,800
	42	229,200	247,500	307,300	332,300
	43	230,800	248,900	308,600	333,800
	44	232,400	250,300	309,900	335,300
	45	234,000	251,800	311,000	336,800
	46	235,600	253,200	312,300	338,300
	47	237,200	254,600	313,600	339,800
	48	238,800	256,000	314,900	341,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	240,400	257,300	316,000	342,800
	50	241,300	258,700	317,300	344,200
	51	242,300	260,100	318,600	345,600
	52	243,200	261,500	319,900	347,000
	53	244,100	262,700	321,000	348,200
	54	245,000	264,100	322,200	349,400
	55	245,900	265,500	323,400	350,600
	56	246,800	266,900	324,600	351,800
	57	247,600	268,100	325,800	352,900
	58	248,400	269,500	326,900	353,700
	59	249,200	270,900	328,000	354,500
	60	249,900	272,300	329,100	355,300
	61	250,600	273,500	330,300	356,100
	62	251,400	274,800	331,200	356,900
	63	252,200	276,100	332,100	357,700
	64	252,900	277,400	333,000	358,500
	65	253,600	278,800	333,800	359,200
	66	254,000	280,100	334,500	359,800
	67	254,400	281,400	335,200	360,400
	68	254,800	282,700	335,900	361,000
	69	255,200	283,900	336,500	361,600
	70	255,500	285,200	337,100	362,200
	71	255,800	286,500	337,700	362,800
	72	256,100	287,800	338,300	363,400
	73	256,300	288,900	338,900	363,900
	74	256,600	290,100	339,500	364,500
	75	256,900	291,300	340,100	365,100
	76	257,200	292,500	340,700	365,700
	77	257,300	293,800	341,200	366,200
	78		295,000	341,800	366,700
	79		296,200	342,400	367,200
	80		297,400	343,000	367,700
	81		298,700	343,400	368,300
	82		299,900	343,900	368,800
	83		301,100	344,400	369,300
	84		302,300	344,900	369,800
	85		303,600	345,400	370,300
	86		304,500	345,900	370,800
	87		305,400	346,400	371,300
	88		306,300	346,900	371,800
	89		307,000	347,300	372,200
	90		307,900	347,700	372,700
	91		308,800	348,100	373,200
	92		309,700	348,500	373,700
	93		310,400	349,000	374,000
	94		310,800	349,400	374,500
	95		311,200	349,800	375,000
	96		311,600	350,200	375,500
	97		312,000	350,600	375,800
	98		312,400	351,000	376,200
	99		312,800	351,400	376,600
	100		313,200	351,800	377,000
	101		313,600	352,200	377,400
	102		314,000	352,600	377,800
	103		314,400	353,000	378,200
	104		314,800	353,400	378,600

	105		315,100	353,800	379,000
	106		315,500	354,200	379,400
	107		315,900	354,600	379,800
	108		316,300	355,000	380,200
	109		316,600	355,300	380,600
	110		317,000	355,700	381,000
	111		317,400	356,100	381,400
	112		317,800	356,500	381,800
	113		318,000	356,800	382,200
	114		318,400	357,200	382,600
	115		318,800	357,600	383,000
	116		319,200	358,000	383,400
	117		319,400	358,300	383,800
	118			358,700	384,100
	119			359,100	384,400
	120			359,500	384,700
	121			359,800	385,100
	122			360,100	385,400
	123			360,400	385,700
	124			360,700	386,000
	125			360,800	386,400
	126			360,900	386,700
	127			361,000	387,000
	128			361,100	387,300
	129			361,200	387,600
	130			361,300	387,900
	131			361,400	388,200
	132			361,500	388,500
	133			361,600	388,800
	134			361,700	389,100
	135			361,800	389,400
	136			361,900	389,700
	137			362,000	390,000
	138			362,100	
	139			362,200	
	140			362,300	
	141			362,400	
	142			362,500	
	143			362,600	
	144			362,700	
	145			362,800	
	146			362,900	
	147			363,000	
	148			363,100	
	149			363,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		168,400	204,600	245,900	266,600
備考 この表は、業務職員に適用する。					

別表第3(第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	288,700	365,600	410,700	447,300	496,500
	2	291,600	367,900	412,700	449,800	498,900
	3	294,400	370,100	414,700	452,300	501,300
	4	297,200	372,300	416,700	454,800	503,600
	5	300,000	374,500	418,600	457,300	505,900
	6	302,900	377,000	420,700	459,800	508,200
	7	305,800	379,500	422,800	462,300	510,500
	8	308,700	381,900	424,800	464,700	512,800
	9	311,500	384,300	426,800	467,100	514,900
	10	314,500	386,400	429,200	469,400	517,200
	11	317,500	388,400	431,600	471,700	519,500
	12	320,500	390,400	434,000	474,000	521,800
	13	323,500	392,400	436,300	476,200	523,700
	14	325,800	394,300	438,500	478,500	526,000
	15	328,100	396,100	440,600	480,800	528,300
	16	330,400	397,900	442,700	483,000	530,600
	17	332,500	399,700	444,800	485,100	532,500
	18	334,600	401,500	446,800	487,200	534,700
	19	336,700	403,300	448,800	489,300	536,900
	20	338,800	405,000	450,800	491,300	539,100
	21	340,900	406,700	452,800	493,100	541,300
	22	342,900	408,400	454,800	495,200	543,500
	23	344,900	410,100	456,800	497,300	545,700
	24	346,900	411,800	458,700	499,300	547,900
	25	348,900	413,500	460,600	501,000	549,900
	26	350,900	415,300	462,600	503,100	552,000
	27	352,800	417,000	464,600	505,100	554,100
	28	354,700	418,700	466,500	507,100	556,200
	29	356,600	420,300	468,400	508,900	558,100
	30	358,600	422,000	469,900	510,700	559,800
	31	360,500	423,700	471,300	512,500	561,500
	32	362,400	425,400	472,700	514,300	563,200
	33	364,300	427,100	474,100	516,100	564,800
	34		428,800	475,600	517,800	566,400
	35		430,500	477,000	519,500	568,000
	36		432,200	478,400	521,200	569,600
	37		433,900	479,800	522,600	571,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	38			481,200	524,100	572,300
	39			482,600	525,600	573,600
	40			484,000	527,000	574,900
	41			485,400	528,400	576,100
	42			486,800	529,600	577,100
	43			488,200	530,800	578,100
	44			489,600	532,000	579,100
	45			491,000	533,200	580,100
	46			492,400	534,400	581,100
	47			493,800	535,600	582,100
	48			495,200	536,700	583,100

	49			496,600	537,700	584,100
	50			498,000	538,700	585,000
	51			499,400	539,700	585,900
	52			500,800	540,700	586,800
	53			502,000	541,700	587,700
	54			502,800	542,700	588,600
	55			503,600	543,700	589,500
	56			504,400	544,700	590,400
	57			505,200	545,700	591,300
	58			506,000	546,700	592,200
	59			506,800	547,700	593,100
	60			507,500	548,700	594,000
	61			508,200	549,700	594,900
	62			509,000	550,700	595,800
	63			509,800	551,700	596,700
	64			510,600	552,700	597,600
	65			511,200	553,600	598,500
	66			512,000	554,500	599,400
	67			512,800	555,400	600,300
	68			513,500	556,300	601,200
	69			514,100	557,100	602,100
	70			514,800	557,900	603,000
	71			515,500	558,700	603,900
	72			516,200	559,500	604,800
	73			517,000	560,400	605,700
	74			517,700	561,200	606,600
	75			518,400	562,000	607,500
	76			519,100	562,800	608,400
	77			519,800	563,700	609,300
	78			520,500		
	79			521,200		
	80			521,900		
	81			522,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		299,100	365,600	410,700	447,300	496,500

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4(第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (4)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000
	50	252,800	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700
	51	254,400	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400
	52	256,000	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100
	53	257,700	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700
	54	259,200	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400
	55	260,700	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100
	56	262,200	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800
	57	263,700	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400
	58	265,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100
	59	266,500	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800
	60	267,900	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500
	61	269,500	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100
	62	270,800	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700
	63	272,300	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300
	64	273,800	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900
	65	275,300	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400
	66	276,600	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000
	67	278,100	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600
	68	279,600	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200
	69	281,100	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700
	70	282,400	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300
	71	283,900	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900
	72	285,400	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500
	73	286,900	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000
	74	288,100	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600
	75	289,500	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200
	76	290,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800
	77	292,300	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300
	78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600	
	79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100	
	80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600	
	81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200	
	82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700	
	83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200	
	84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700	
	85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300	
	86		319,900	363,900	390,000	427,900		
	87		321,100	364,400	390,500	428,400		
	88		322,300	364,900	391,000	428,900		
	89		323,300	365,400	391,500	429,400		
	90		324,300	365,900	392,000	429,900		
	91		325,300	366,400	392,500	430,400		
	92		326,300	366,900	393,000	430,900		
	93		327,100	367,200	393,400	431,400		
	94		327,800	367,600	393,900	431,900		
	95		328,500	368,100	394,400	432,400		
	96		329,200	368,600	394,900	432,900		
	97		329,700	368,900	395,300	433,400		
	98		330,300	369,300	395,700	433,900		
	99		330,900	369,700	396,100	434,400		
	100		331,500	370,100	396,500	434,900		
	101		332,100	370,600	397,000	435,400		
	102		332,500	371,000	397,400	435,900		
	103		332,900	371,400	397,800	436,400		
	104		333,300	371,800	398,200	436,900		

	105		333,700	372,300	398,700	437,300		
	106		334,000	372,700	399,100			
	107		334,300	373,100	399,500			
	108		334,600	373,500	399,900			
	109		334,800	373,900	400,400			
	110		335,100	374,300	400,800			
	111		335,400	374,700	401,200			
	112		335,700	375,100	401,600			
	113		335,900	375,500	402,100			
	114		336,200	375,900	402,500			
	115		336,500	376,300	402,900			
	116		336,800	376,700	403,300			
	117		337,000	377,100	403,800			
	118			377,500	404,100			
	119			377,900	404,400			
	120			378,300	404,700			
	121			378,700	405,100			
	122			379,000	405,400			
	123			379,300	405,700			
	124			379,600	406,000			
	125			379,700	406,400			
	126			379,800	406,700			
	127			379,900	407,000			
	128			380,000	407,300			
	129			380,200	407,700			
	130			380,300	408,000			
	131			380,400	408,300			
	132			380,500	408,600			
	133			380,600	409,000			
	134			380,700	409,300			
	135			380,800	409,600			
	136			380,900	409,900			
	137			381,000	410,300			
	138			381,100				
	139			381,200				
	140			381,300				
	141			381,400				
	142			381,500				
	143			381,600				
	144			381,700				
	145			381,800				
	146			381,900				
	147			382,000				
	148			382,100				
	149			382,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100

備考 この表は、薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、この規程による改正前の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部

を改正する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程(令和5年3月31日病院局規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「、第11条」を「及び第11条」に改め、「及び第18条」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第20号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇

給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第26号)の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
歳	円
18	170,400
19	173,500
20	176,800
21	179,000
22	182,900
23	185,900
24	189,000
25	194,000

26 197,600

27 203,100

28 206,600

29 209,900

30 213,100

31 216,400

32 219,600

33 222,800

34 227,600

35 230,800

36 234,000

37 237,200

38 240,400

39 241,300

40 242,300

41 243,200

42 244,100

43 245,000

44 245,900

45 246,800

46 247,600

47 248,400

48 249,200

49 249,900

50 250,600

51 251,400

52 252,200

53 252,900

54 253,600

55歳以上

254,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認

められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

川崎市病院局規程第21号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手

当支給規程の一部を改正する規程

第1条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の116」を「100分の121」に、「100分の205」を「100分の215」に改め、同項第2号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の46.25」を「100分の48.75」に改める。

第2条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の121」を「100分の118.5」に、「100分の215」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の48.75」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第22号

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に

関する規程の一部を改正する規程

第1条 川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第3号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第2条 川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第56号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の

日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札

情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する急速輸血装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年12月27日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし

競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月4日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月4日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年12月9日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年12月16日 午後2時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付 する 事 項	件 名	ICカードリーダー
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年2月28日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「コンピュータ」 種 目「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月5日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月5日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年12月12日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年12月19日10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付 する 事 項	件 名	川崎病院で使用する硬性レゼクトスコープの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	

競争参加資格 確認通知	令和6年12月18日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する核医学装置用手持型検出器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競争参加資格 確認通知	令和6年12月18日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する細隙灯顕微鏡一式の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競争参加資格 確認通知	令和6年12月18日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

予 定 価 格	公表しません。
最低制限価格	設定しません。

(案件6)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する細隙灯顕微鏡カメラの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年12月18日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件7)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する色素レーザー一式の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和6年12月18日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件8)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する全身麻酔器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和6年12月18日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件9)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する自動染色装置自動ガラス封入装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和6年12月18日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和7年1月17日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件10)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する全身麻酔器の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和6年11月25日から令和6年12月9日まで受け付けます。	
競争参加資格 確認通知	令和6年12月17日までに送付します。	
入札及び開札	日時	令和6年12月24日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第11号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和6年11月21日

川崎市消防長 望 月 廣太郎

指定催しの名称	第45回かわさき市民祭り
開催場所	川崎区富士見公園(川崎区富士見1丁目・2丁目)一帯 及び周辺施設 他
開催期間	令和6年12月7日(土)10時00分から19時00分まで 同年12月8日(日)10時00分から19時00分まで

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第28号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年川崎市教育委員会規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を次のように定め、令和6年11月27日から施行する。

なお、令和5年川崎市教育委員会告示第21号は、同日に廃止する。

令和6年11月27日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

根拠となる条例等の条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規則(平成13年川崎市教育委員会規則第7号)	第3条第1項	公文書開示請求
川崎市立学校施設使用規則(昭和27年川崎市教育委員会規則第3号)	第3条	使用の申請
川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則(昭和31年川崎市教育委員会規則第4号)	第4条第1項	授業料等減免の申請
川崎市就学奨励規則(平成15年川崎市教育委員会規則第2号)	第4条第2項	支給の申請
川崎市市民館使用規則(昭和47年川崎市教育委員会規則第29号)	第3条	使用許可申請
川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則(令和5年川崎市教育委員会規則第12号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市立図書館規則(平成2年川崎市教育委員会規則第15号)	第7条第2項	登録の申込み
川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則(令和5年川崎市教育委員会規則第13号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市教育文化会館使用規則(昭和42年川崎市教育委員会規則第3号)	第3条	使用許可申請

川崎市青少年の家条例施行規則(昭和63年川崎市教育委員会規則第12号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市少年自然の家条例施行規則(昭和52年川崎市教育委員会規則第18号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則(平成3年川崎市教育委員会規則第1号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市子ども夢パーク条例施行規則(平成15年川崎市教育委員会規則第9号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市博物館の登録等に関する規則(平成27年川崎市教育委員会規則第4号)	第3条	登録申請
	第5条	登録事項等の変更届出
	第6条	定期報告
	第7条	廃止の届出
	第8条	博物館相当施設指定申請
	第10条	指定要件欠如の報告
川崎市青少年科学館使用規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第11号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市立日本民家園使用規則(昭和51年川崎市教育委員会規則第11号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則(平成20年川崎市教育委員会規則第15号)	第3条第2項	事業計画書等の提出
	第8条	利用許可申請
川崎市文化財保護条例施行規則(昭和34年川崎市教育委員会規則第2号)	第2条	指定申請
	第6条	補助申請
	第8条	滅失、毀損等の報告
	第9条	所在及び所有権の変更
	第10条	現状の変更
	第11条	保持者の身分等の変更
	第12条	再交付申請

監 査 公 表

6 川監公第14号

令和6年12月9日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

定期（財務）監査・行政監査の結果

- 1 監査の種類
財務監査及び行政監査
- 2 監査の対象
環境局、会計室、消防局、市民オンブズマン事務局、監査事務局及び人事委員会事務局
- 3 監査の範囲
令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行並びに情報管理に関する事務等の執行
- 4 監査の期間
令和6年9月2日から同年11月20日まで
- 5 監査の方法
対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。
- 6 監査の着眼点
(1) 財務監査
ア 予算執行事務
予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
イ 収入事務
調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。
ウ 支出事務
違法、不当その他不適正な支出はないか。
エ 契約事務
契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

飲料自動販売機の電気料についてみてみたところ、過年度の算定基準に基づき算定したため、過小に請求していた事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

(環境局施設部処計画課)

イ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(消防局総務部施設整備課、警防部救急課)

(イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(消防局総務部施設整備課)

ウ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみてみたところ、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれて

オ 財産管理事務

財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

情報資産の管理等は適正に行われているか。

イ 庁用自動車等の管理に関する事務

庁用自動車等の安全対策等は適正に行われているか。

ウ その他

その他の事務の執行は適正に行われているか。

7 監査の結果

川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

関係法令等に基づき、事務を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 定期(財務)監査

ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

行政財産の目的外使用許可取扱要領(平成6年9月9日付け6川企管第261号)第8条によると、光熱水費等については、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準(平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。)によるものとするとして、算定基準は、行政財産の貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができるとされている。

いなかった事例があった。 法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われた。 (環境局脱炭素戦略推進室) エ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの 川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならぬとされている。 委託業務についてみたところ、受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。 再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われた。 (人事委員会事務局任用課) オ 劇物の管理を適正に行うべきもの 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第11条第1項によると、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、同法第12条第3項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。 毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、次の事例があった。	毒物及び劇物は、事故等の防止の観点から厳重な管理が求められている。法律に基づき、劇物の適正な管理を徹底されたい。 (ア) 劇物について、職員以外が立ち入れない場所に保管されていたものの、施設保管が行われておらず、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置が講じられていなかった事例 (環境局施設部橋処理センター) (イ) 薬品庫に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていなかった事例 (環境局施設部橋処理計画課、同橋処理センター) カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの (ア) 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの 隨意契約により相手方を決定したときの公示をしていなかった事例 (消防局警防部指令課) (イ) 使用許可に係る手続を適正に行うべきもの 使用許可の手続を行わずに公営企業会計の土地を使用していた事例 (環境局施設部橋処理計画課) (ウ) 備品の管理を適正に行うべきもの a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例 (環境局施設部橋処理センター、消防局麻生消防署) b 不用の決定及び処分決定を行わずに廃棄していた事例 (環境局生活環境部減量推進課、同収集計画課、施設部処理計画課、同浮島処理センター、同橋処理センター、消防局警防部警防課、臨港消防署、川崎消防署、幸消防署、中原消防署、高津消防署、多摩消防署) c 所在が不明となっていた事例 (環境局総務部庶務課、施設部主簿寺処理センター) d 備品整理簿に登録すべき物品を登録していなかった事例
---	--

また、委託先から個人情報情報が漏えいした事案も発生している。委託先が委託業務に関連して個人情報を取り扱う場合、委託先において、個人情報に関する安全管理措置を講ずべき義務を負うこととなるが、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことは市の役割である。委託先からの個人情報等の漏えい等の防止の徹底を図りたい。

(ア) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員等から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準第12章4（1）に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われた。

（環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部人事課）

(イ) 情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9（2）カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委

(環境局施設部施設建設課)

e 保管換えの手続を行っていない事例

(環境局総務部庶務課)

(エ) 消耗品等の管理を適正に行うべきもの

a 消耗品及び材料について、物品交付請求手続を行っていないことにより、消耗品出納簿又は材料品出納簿と実際の数量が一致していない事例

(環境局生活環境部川崎生活環境事業所、中原生活環境事業所、施設部処理計画課、同橋処理センター、同王禅寺処理センター、消防局高津消防署)

b 消耗品出納簿に登録しなければならない消耗品について登録して

いない事例

(消防局警防部航空隊)

(2) 行政監査

ア 情報管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、情報セキュリティ対策点検表、契約関係文書等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した別表に掲げる部署を対象とし、文書等の管理状況について現地調査を行い、情報資産の管理状況等について監査を行った。

その結果、委託業務の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類が徴取されていなかった事例及びUSBメモリの利用記録が作成されていない事例があった。

今年度において、個人情報を含む書類やUSBメモリが所在不明となった事案が複数発生している。機密性の高い文書等の取扱いについて、改めて情報セキュリティ対策を徹底し、事故の防止に努められた。

託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならない、また、複製及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関して保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務終了後に、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

情報が確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認しなければ、市と委託事業者の双方で、情報の管理を徹底することができず、万が一、委託事業者に情報が残ったままであれば、情報の漏えい等の事故につながるおそれがある。

セキュリティ基準第12章4(1)に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われた。

(環境局脱炭素戦略推進室、環境対策部地域環境共創課、生活環境部廃棄物政策担当、同減量推進課、環境総合研究所、会計室出納課、消防局総務部人事課、人事委員会事務局任用課)

(ウ) USBメモリの利用記録を作成すべきもの

セキュリティ基準第4章4(1)サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、USBメモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

USBメモリの利用記録の作成状況についてみたところ、利用記録が作成されていなかった事例があった。

USBメモリは可搬性に優れている反面、紛失等の危険性も高いことから、セキュリティ基準に基づき、USBメモリの利用記録の作成

を徹底されたい。

(環境局総務部庶務課、施設部王禅寺処理センター、消防局総務部庶務課、川崎消防署、高津消防署、麻生消防署、市民オンブズマン事務局)

イ 庁用自動車等の管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、自動車検査証等の記載事項、安全運転管理者の業務の内容等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した部署(別表参照)を対象とし、アルコール検知器の使用状況、自転車の安全対策等について現地調査を行い、庁用自動車等の管理について監査を行った。

その結果、庁用自動車等の配置換えに伴い必要となる手続きが適正に行われていなかった事例があった。

監査した限りにおいて、庁用自動車等の安全性の確保及び安全運転に関する事務は適正に行われていたが、昨年度、継続検査の手続きをせず、有効な自動車検査証の交付を受けていない庁用自動車を運行の用に供していた事例が発生していることから、引き続き、法令を遵守し、適正な手続きを行われない。

(ア) 庁用自動車等の使用の本拠の位置の変更登録の申請を適正に行う

べきもの

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第12条第1項によると、自動車の所有者は、登録されている使用の本拠の位置等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、庁用自動車等の配置換えをしたにもかかわらず、使用の本拠の位置の変更登録の申請を法令で定められた期限までに行っていない事例があった。

別表 現地調査対象部署一覧

No	局 名	部 署 名	市用自動車
1	環境局	庶務課	
2		環境対策推進課	
3		収集計画課	
4		廃棄物指導課	
5		宮前生活環境事業所	○
6		王禅寺処理センター	○
7	会計室	審査課	
8		出納課	
9	消防局	庶務課	○
10		人事課	
11		救急課	○
12		指令課	
13		航空隊	○
14		予防課	○
15		川崎消防署	○
16		高津消防署	○
17		中原消防署小田中出張所	○
18		麻生消防署	○
19	市民オンブズマン事務局	同事務局	
20	監査事務局	行政監査課	
21	人事委員会事務局	調査課	
22		任用課	

※上記の全ての部署について情報管理に関する事務に係る現地調査を実施し、「庁用自動車等」の欄に○を付した部署について併せて庁用自動車等の管理に関する事務に係る現地調査を実施した。

道路運送車両法に基づき、庁用自動車等の使用の本拠の位置の変更登録に関する事務を適正に行われたい。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部施設整備課)

(イ) 庁用自動車等の保管場所の位置の変更の届出を行うべきもの
自動車保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第7条第1項によると、自動車の保有者は、保管場所の位置を変更したときは、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置等を届けなければならないとされている。

庁用自動車等の保管状況についてみたところ、庁用自動車等の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法令で定められた期限までに行っていない事例があった。

自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、保管場所の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

(環境局生活環境部収集計画課、消防局総務部施設整備課)

6 川監公第15号

令和6年12月9日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大村研一
同	川上善行
同	石田康博
同	かわの忠正

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 監査の対象
 (1) 財政援助団体
 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
 (所管部局 健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サ
 ービス課)
 (2) 出資団体
 ア 公益財団法人川崎市国際交流協会
 (所管部局 市民文化局市民生活部多文化共生推進課)
 イ 川崎臨港倉庫埠頭株式会社
 (所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課)
 (3) 指定管理者
 ア 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同
 事業体
 公の施設の名称 川崎市国際交流センター
 (所管部局 市民文化局市民生活部多文化共生推進課)
 イ ヨネッティアーアドバンスパートナーズ
 公の施設の名称 川崎市王瀬寺余熱利用市民施設
 (所管部局 環境局生活環境部減量推進課)
 ウ 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
 公の施設の名称 総合研修センター
 (所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
 エ かわさき未来応援パートナーズ
 公の施設の名称 川崎市青少年の家

り監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行われていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われない。

(1) 財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 実施報告書等を適正に作成すべきもの

地域福祉推進事業補助金の精算書及び実施報告書について、補助金の確定額に影響はなかったものの、人件費及び研修費の支出合計額に誤りがあった事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

(2) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳兼減価償却計算表に登載されたままとなっていた事例

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経済営部経営企画課)

イ 受託事業に係る正確な収支状況を報告すべきもの

受託事業に係る銀行振込手数料が収支報告書に正しく計上されていなかったことにより、受託料の精算額に誤りが生じ、これに伴い、補助金の精算額にも誤りが生じた事例

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(所管部局 子ども未来局青少年支援室)

オ 一般社団法人富士見パノラマリゾート

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

(所管部局 子ども未来局青少年支援室)

カ 多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体

公の施設の名称 多摩川緑地バーベキュー広場

(所管部局 建設緑政局緑政みどり・多摩川協働推進課)

キ 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル関連施設

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港湾課)

3 監査の範囲

主に令和5年度の出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和6年9月2日から同年11月20日まで

5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとお

いなかった。

市は、指定管理者に対し、正確な報告を行うよう指導されたい。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

イ 職員配置を適正に行うべきもの

川崎市八ヶ岳青少年自然の家指定管理仕様書によると、夜間の利用がない場合を除き、救急、火災、防犯、災害時の通報と応急処置、避難誘導等の緊急対応の訓練を受けている宿直者を2名以上配置することとされている。

宿直者の配置状況を確認したところ、宿泊者がいるにもかかわらず、宿直者の配置が1名の日があった。

緊急対応のために必要な人員配置であり、宿泊者の安全確保を徹底することが求められる。市は、指定管理者に対し、仕様書に基づき、宿直者の配置を適正に行うよう指導されたい。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市国際交流センターの事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登録されたままとなっていた。

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

b 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の事例

(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登録されたままとなっていた。

(b) 指定管理料で購入した備品の金額が市の備品整理簿及び指定管

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

(教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項

ア 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定又は補填金の算定の基礎となる報告を適正に行うべきもの

指定管理者制度導入施設等における令和5年度の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応について(令和5年11月24日付け5川総行革第152号)によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填金の算定については、原則として電気、ガス及び燃料に係る料金の増額要素から減額要素を減算して算出するものとなっている。

補填金の算定及び報告についてみたところ、次の事例があった。

(ア) 川崎市国際交流センターの事例

補填の対象外である出資団体事業に係る費用の計上や小数点以下の端数調整の誤り等により、増額要素の算定に誤りが生じたため、補填金が適正に算定されていなかった。

市は、補填金の算定を適正に行われた。

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニケーション事業体)

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

(イ) 川崎市八ヶ岳青少年自然の家の事例

指定管理者が、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による差額精算分として電力供給会社から返金された電気料があったことについて、市への報告を失念していたため、当該精算分が電気料から控除されて

- (イ) 事業報告を適正に行うべきもの
- a 川崎市国際交流センターの事例
- 委託契約ごとの委託先、履行内容、予算額、決算額等について、書面による報告がされていなかった。
- (公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティ共同事業体)
- (市民文化局市民生活部多文化共生推進課)
- b 川崎市青少年の家の事例
- 四半期ごとの事業報告書が提出されていなかった。
- (かわさき未来応援パートナーズ)
- (こども未来局青少年支援室)
- c 多摩川緑地バーベキュー広場の事例
- (a) 収支決算書について、構成員が支出した人件費及び地域還元費等以外の費用が全てレンタル運営費として計上されており、正確な収支状況が報告されていなかった。
- (b) 事業報告書に記載すべき個人情報情報の保護に関する事項及び受注者による自己評価に関する事項の記載がなかった。
- (c) 四半期ごとの事業報告書が提出されていなかった。
- (多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体)
- (建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課)
- (ウ) 収支状況を適正に報告すべきもの
- 川崎市王禅寺余熱利用市民施設において、備品費に計上されるべき経費の一部が、消耗品費に計上されていたため、収支報告の金額が誤っていた事例
- (ヨネッティアーアドバンスパートナーズ)

- 理者の台帳に誤って記載されていた。
- (ヨネッティアーアドバンスパートナーズ)
- (環境局生活環境部減量推進課)
- c 総合研修センターの事例
- 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登録されていないことがあった。
- (社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)
- (健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- d 川崎市青少年の家の事例
- 廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登録されたままとなっていた。
- (かわさき未来応援パートナーズ)
- (こども未来局青少年支援室)
- e 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例
- 廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登録されたままとなっていた。
- (一般社団法人富士見バノラリゾート)
- (こども未来局青少年支援室)
- f 川崎港コンテナターミナル関連施設の事例
- (a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登録されたままとなっていた。
- (b) 指定管理者の費用で調達した物品が管理簿に登録されていないことがあった。
- (横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体)
- (港湾局川崎港管理センター港営課)

(環境局生活環境部減量推進課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和5年度)

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和38年2月14日
設立目的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るため。
財政援助の種類	補助金 4億4,261万円
主な補助金	地域福祉推進事業補助金 1億7,801万円 社会福祉協議会育成費補助金 1億3,764万円 川崎市高齢者外出支援事業事業補助金 6,294万円 川崎市あんしんセンター運営費補助金 4,894万円 川崎市体育支援事業補助金 1,507万円

2 出資団体

(資本金又は基本財産は令和6年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市国際交流協会

団体の概要

設立年月日	平成元年8月25日
設立目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現を目指すため。
基本財産	3億25万円
本市の出捐状況	3億円(出捐率99.9%)

(2) 川崎臨港倉庫庫頭株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和35年8月16日
事業目的	1 倉庫業 2 倉庫、建物、土地その他施設の賃貸業 3 コンテナ埠頭施設並びにコンテナ埠頭施設の建設、賃貸、管理及び運営 4 港渡施設の強化及び短縮に寄与するための調査・研究 5 港渡短縮に寄与する集荷促進事業の実施 6 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販賣等に係る業務 7 前各号の事業に附帯又は関連する事業
資本金	1億円
本市の出資状況	5,000万円(50.0%)

3 指定管理者

(指定管理料は令和5年度)

(1) 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニケーション共同事

業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター

施設の概要

設置目的	市民の国際理解を推進するとともに、国際的な文化交流及び市民交流を促進することにより相互理解を深め、もって市民の文化の向上及び国際友好関係の発展に寄与するため。 川崎市中原区本月町1丁目2番2号
設置場所	川崎市中原区本月町1丁目2番2号
主な事業内容	1 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。 2 国際交流に関する研修会、講演会等を行うこと。 3 国際交流を促進するための行事を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1億9,590万円

(2) ヨネッティードバンスパートナーズ

公の施設の名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設

施設の概要

設置目的	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区王禅寺1,321番地
主な事業内容	1 健康づくりについての講演会の開催に関すること。 2 スポーツ教室及び教養講座の開催に関すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
指定管理料	1億3,786万円

(3) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 総合研修センター

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。 川崎市川崎区日進町5番地1
設置場所	川崎市川崎区日進町5番地1
主な事業内容	1 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関すること。 2 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員に対する講習、講座等の開催に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1億1,771万円

(6) 多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体
公の施設の名称 多摩川緑地バーベキュー広場

施設の概要

設置目的	河川敷におけるバーベキューなどのレジャーは非常に人気が高く、年々利用要望が多くなっている。施設を適正に管理することでごみや雑草などのバーベキュー利用に起因する迷惑行為の低減を図るとともに、市費負担の軽減を図るため。
設置場所	川崎市高津区瀬田地区内
主な事業内容	1 利用の禁止又は制限に関する業務 2 利用の承認に関する業務 3 利用料金の取受に関する業務 4 利用料金の返還に関する業務 5 利用料金の減免に関する業務 6 監督処分に関する業務 7 管理施設の運営に関する業務 8 施設等の維持管理に関する業務 9 管理施設周辺等警備に関する業務 10 環境向上に関する業務 11 地域還元等に関する業務 12 多摩川治水等による緊急時の対応に関する業務 13 自主事業 14 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体
公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル関連施設

施設の概要

設置目的	川崎港で取扱うコンテナ貨物の荷役及び保管のため。
設置場所	川崎市川崎区東扇島82番地の一部、83番地1の一部、84番地の一部、85番地の一部、92番地及び93番地
主な事業内容	1 荷さばき地、管理棟事務所、事務所併用施設、駐車施設、荷役機械及び電気施設等のコンテナターミナル内各施設の利用許可に関する業務 2 管理棟事務所等の保守管理、コンテナターミナル内各施設の騒音工事に関する業務 3 ポートセーパルスに関する業務 4 その他の業務
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	0円

(4) かわさき未来応援パートナーズ
公の施設の名称 川崎市青少年の家

施設の概要

設置目的	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
設置場所	川崎市宮前区宮崎105番地1
主な事業内容	1 団体宿泊研修その他の団体研修を行うこと。 2 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 3 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 4 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	8,021万円

(5) 一般社団法人富士見パノラマリゾート
公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

施設の概要

設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため
設置場所	長野県諏訪郡富士見町現字店原12-067番地482
主な事業内容	1 団体宿泊訓練に関すること。 2 野外観察、自然探究その他の自然に親しむ学習指導に関すること。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 4 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。 5 市内の小中学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校を含む。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。 6 その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	2億6,627万円

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第11号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	170,400
19	173,500
20	176,800
21	179,000
22	182,900
23	185,900
24	189,000
25	194,000
26	197,600
27	203,100
28	206,600
29	209,900
30	213,100
31	216,400
32	219,600
33	222,800
34	227,600
35	230,800
36	234,000
37	237,200
38	240,400
39	241,300
40	242,300
41	243,200
42	244,100
43	245,000
44	245,900
45	246,800
46	247,600
47	248,400
48	249,200
49	249,900
50	250,600
51	251,400
52	252,200
53	252,900
54	253,600
55歳以上	254,000

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和6年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第9号

令和6年度川崎市職員(大学卒程度・保育士)冬実施採用試験の実施について

令和6年度川崎市職員(大学卒程度・保育士)冬実施採用試験を次のとおり行います。

令和6年11月28日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介



令和6年度 川崎市職員採用試験受験案内 (大学卒程度・資格免許職)冬実施

《大学卒程度》 土木・電気・機械
《資格免許職》 保育士

川崎市人事委員会

★本試験の特徴★

① 筆記試験は専門試験と小論文試験のみ

この試験では、公務員試験に向けて特別な受験対策をしていない方でも受験しやすいよう、出題範囲が広い教養試験は行いません。筆記試験では、専門試験(択一式 30 問)と小論文試験を行います。

② 試験は全て土日に実施

就職されている方でも受験しやすいよう、試験は全て土日に実施いたします。

③ 採用時期は、令和7年4月1日

試験に合格した方は、原則として令和7年4月1日に採用されますので、新年度から川崎市の未来を担う公務員としてのスタートを切ることができます。

《主な日程》

申 込 受 付 期 間	11月29日(金)午前9時 ～ 12月20日(金)午後3時 (受信有効)
申 込 方 法	電子申請のみ
受 験 票 等 発 行	1月6日 (月) (予定)
第 1 次 試 験 日	令和7年 1月11日 (土) 【専門試験・小論文試験】
第1次合格発表日	1月17日 (金) (予定)
第 2 次 試 験 日	1月26日 (日) (予定) 【個別面接】
最 終 合 格 発 表 日	1月30日 (木) (予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階

電話: 044-200-3343 FAX: 044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 X (旧: Twitter)

< @kawasaki_saiyou > https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 X (旧: Twitter) でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は、必ず受験するようお願いいたします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分		主な職務概要	採用予定人員
大学卒業程度	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	20名程度
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	5名程度
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	5名程度
保育士		主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	15名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込みできる区分は1つに限ります。申込み後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1) 年齢等

土電機 木気械	次のいずれかに該当する人 (1) 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 (2) 平成15年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和7年3月までに卒業見込の人 ②川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人
保育士	平成7年4月2日以降に生まれた人

(2) 免許【保育士】

保育士	保育士免許を有する人又は令和7年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。 ※R7.3.31までに都道府県知事の登録を受けている必要があります。
-----	--

(注)

保育士の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込の方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日程・会場・合格発表**(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)****(1) 第1次試験**

試験区分	試験科目・日時	会場(予定)	合格発表日
土 木 電 気 機 械	【専門試験・小論文試験】 1月11日(土) 集合時刻 午前9時30分 解散時刻 午後2時15分頃	川崎市役所第3庁舎 (川崎市川崎区東田町 5-4)	1月17日(金) 午前10時(予定) 【第1次試験合格】
保 育 士	【専門試験・小論文試験】 1月11日(土) 集合時刻 午前9時30分 解散時刻 午後1時45分頃		

※小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験の専門試験実施日に同会場で実施します。

採点は、第1次試験合格者のみ行います。

(2) 第2次試験(集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日時	会場(予定)	合格発表日
全 区 分	【面接試験】 1月26日(日)(予定)	川崎市役所第3庁舎 (川崎市川崎区東田町 5-4)	1月30日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 受験に際しては昼食を持参してください。
- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
第1次試験合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。
なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)1月21日(火)(消印有効)までに提出していただきます。(面接カードの様式は、第1次試験日当日に配布いたします。)また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 保育士の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許取得済みの方は免許証の写し、取得見込の方は免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書)を面接カードと併せて提出していただきます。提出が間に合わない場合は、事前に人事委員会事務局任用課に御連絡ください。

4 試験の内容**(1) 第1次試験**

試験区分	試験科目	試験内容
土 木 電 気 機 械	専 門 試 験	<択一式 30問 120分> 各試験区分に応じた専門知識についての択一式筆記試験です。 出題分野は「別表 専門試験出題分野」参照
保 育 士	専 門 試 験	<択一式 30問 90分> 各試験区分に応じた専門知識についての択一式筆記試験です。 出題分野は「別表 専門試験出題分野」参照

【別表 専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機 械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。

(2)第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

試験区分	試験科目	試験内容
全 区 分	小論文試験	<1,000字以上、1,200字以内 80分> 一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 ※小論文試験は第2次試験科目ですが、第1次試験の専門試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。
	面接試験	【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和7年4月1日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、免許取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (5) 保育士については、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、本採用選考の最終合格者を対象として、最終合格の決定後から採用までの間に、同条第1項のデータベースの検索を行い、特定登録取消者(児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等)に該当するかどうかを確認します。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)。

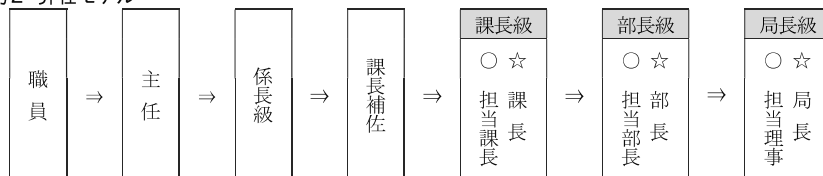
◎外国籍職員の任用について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていくことになっています。なお、これらの職務又は職に関わる職員は、全体のおおむね8割に当たります。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
土 木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電 気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機 械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「川崎市職員(大学卒程度等)採用試験」→「令和6年度申込手順等(大学卒程度)冬実施」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	11月29日(金) 午前9時 ～ 12月20日(金) 午後3時 (受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない等の現象が起こることがあります。使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込みください。
申 込 手 順	(1)「オンライン手続きかわさき(電子申請)利用者登録」(登録済みの方は(2)へ) オンライン手続きかわさき(電子申請)の利用者登録の手順は、川崎市ホームページ(トップページ)→「くらし・総合」→「くらしの手続き」→「インターネットや郵送での手続き」→「電子申請について」に掲載してある「<u>利用者登録の手順について教えてください。</u>」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。 【重要②】利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。 (2)電子申請により申込みを行う 利用者登録完了後、ホームページ「令和6年度試験案内(大学卒程度)冬実施」より、採用試験の申込みを行ってください。申込みの手順は、ホームページ「令和6年度申込手順等(大学卒程度)冬実施」を御確認ください。 ⇒申込みが完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込みを受け付けた旨メールが送信されますので確認してください。なお、申込み後1時間経過してもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認のうえ、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。 ⇒一度申込みをした後に、修正や取り消しをする際は、サイト内から直接取下げを行わずに、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。 (3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、御連絡をさせていただくことがあります。連絡が取れない場合、申込みを受け付けできない場合がありますので、申込みの際の連絡先の入力には、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。 (4)審査結果の通知 審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。
申込整理票と受験票の印刷	1月6日(月) (予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。 「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をし、第1次試験当日、「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

職員共済組合規程

川崎市共済規程第1号

川崎市職員共済組合事務局管理規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和6年11月29日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

川崎市職員共済組合事務局管理規程(昭和41年10月1日共済規程第3号)の一部を次のように改正する。

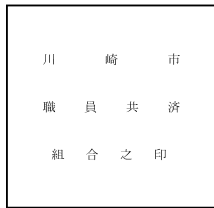
別表第1及び別表第2(第11条関係)を次のように改める。

別表第1

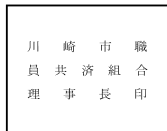
区 分		書体及び寸法 (ミリメートル)	管理者
一般公印	組合印	てん書 方36	事務局次長
	理事長印	てん書 方21	事務局次長
	理事長職務代理者印	てん書 方21	事務局次長
	事務局長印	てん書 方21	事務局次長
	契印	てん書 縦35 横15 角なし	事務局次長
	年金証書用理事長印	てん書 縦8 横15	事務局次長
専用公印	資格確認書専用組合印	てん書 方10.5	事務局次長
	短期給付証明専用組合印	てん書 方21	事務局次長
	取引金融機関用理事長印	てん書 径20	出納役
	取引金融機関用出納主任印	てん書 径15	出納主任

別表第2

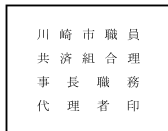
一般公印



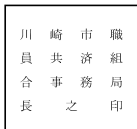
書体てん書
方36ミリメートル



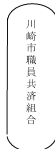
書体てん書
方21ミリメートル



書体てん書
方21ミリメートル

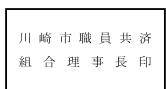


書体てん書
方21ミリメートル



書体てん書
縦35ミリメートル
横15ミリメートル
角なし

専用公印



書体てん書
横15ミリメートル
縦8ミリメートル



書体てん書
方10.5ミリメートル



書体てん書
方21ミリメートル

附 則 (令和6年11月29日共済規程第1号)

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第13号

令和6年11月19日執行の川崎市職員共済組合組合会議員の任期満了に伴う選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合定款第15条第2項の規定に基づき公告します。

令和6年11月27日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

選挙区	氏 名	部 局 か い
第1区	村 松 秀 幸	川崎区役所
	田 中 宏 明	会計室
	岩 崎 春 次	環境局
	渡 邊 栄 一	港湾局
	江 口 真 也	監査事務局
第2区	岡 崎 慎 一	教育委員会事務局
	松 本 義 昭	交通局
	石 川 雄 一	上下水道局
第3区	濱 田 信 弘	病院局
	河 崎 希久江	消防局

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第201号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月14日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第202号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和6年11月14日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第203号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月18日

川崎市川崎区長 中山健一
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第204号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月18日

川崎市川崎区長 中山健一
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第205号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居

所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年11月18日

川崎市川崎区長 中山健一
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第206号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一				
年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和6年度	介護保険料	第5期	令和6年12月3日(第5期)	計7件
令和6年度	介護保険料	第6期	令和6年12月3日(第6期)	計8件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第207号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一				
年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和6年12月3日(第4期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第208号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第209号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第210号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第211号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和6年度	国民健康保険料	1期	令和6年12月3日（1期）	計2件
令和6年度	国民健康保険料	2期	令和6年12月3日（2期）	計6件
令和6年度	国民健康保険料	3期	令和6年12月3日（3期）	計16件
令和6年度	国民健康保険料	4期	令和6年12月3日（4期）	計41件
令和6年度	国民健康保険料	5期	令和6年12月3日（5期）	計32件
令和5年度	国民健康保険料	10期	令和6年12月3日（10期）	計1件
令和5年度	国民健康保険料	過年7月	令和6年12月3日（過年7月）	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第212号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第213号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第214号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明

のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	介護 保険料	第7期	令和6年12月3日	計21件
令和6年度	介護 保険料	第6期	令和6年12月3日	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第215号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月29日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第66号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第53号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第54号

国民健康保険料に係る差押調書等を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第55号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第81号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	介護 保険料	第7期 分	令和6年12月3日 (第7期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第82号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第3期 分	令和6年12月3日 (第3期分)	計1件
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第4期 分	令和6年12月3日 (第4期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第83号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	国民健康 保険料	第2期 分	令和6年12月3日 (第2期分)	計1件
令和6年度	国民健康 保険料	第3期 分	令和6年12月3日 (第3期分)	計3件
令和6年度	国民健康 保険料	第4期 分	令和6年12月3日 (第4期分)	計11件
令和6年度	国民健康 保険料	第5期 分	令和6年12月3日 (第5期分)	計44件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第59号**

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月15日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第60号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第61号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第62号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭

和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市宮前区長 齋藤正孝

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第45号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号) 第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市多摩区長 佐藤直樹

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第46号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号) 第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市多摩区長 佐藤直樹

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和6年12月3日	計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第47号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号) 第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市多摩区長 佐藤直樹

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第48号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和6年11月29日

川崎市多摩区長 佐藤直樹

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第58号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号) 第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第59号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号) 第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第60号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年11月20日

川崎市麻生区長 山本 奈保美
(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第22号**

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 中村 勇一
登録を行う日 令和6年12月2日

幸区選挙管理委員会告示**川崎市幸区選挙管理委員会告示第22号**

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 海老塚 美子
登録を行う日 令和6年12月2日

中原区選挙管理委員会告示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第23号**

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項

に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 鈴木 純一
登録を行う日 令和6年12月2日

高津区選挙管理委員会告示**川崎市高津区選挙管理委員会告示第22号**

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 大滝 幸三
登録を行う日 令和6年12月2日

宮前区選挙管理委員会告示**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第21号**

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 藤井 章司
登録を行う日 令和6年12月2日

多摩区選挙管理委員会告示**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第21号**

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 上原 宏也
登録を行う日 令和6年12月2日

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第21号

令和6年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を

行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和6年11月21日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 岡 島 義 一

登録を行う日 令和6年12月2日

辞

令

令和6年11月25日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
多摩区保育・子育て総合支援センター所長 こども未来局保育・子育て推進部担当課長兼務 多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当課長(保育所等・地域連携担当)兼務	瀧 澤 祐 子	こども未来局保育・子育て推進部担当課長(多摩区保育総合支援担当) こども未来局保育・子育て推進部担当課長兼務 多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当課長(保育所等・地域連携担当)兼務